

付 議 予 定 案 件 一 覧 表

- | | | |
|----|--------|---|
| 1 | 議案第66号 | 行橋市室内型子どもの遊び場条例の制定について |
| 2 | 議案第67号 | 行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 3 | 議案第68号 | 行橋市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について |
| 4 | 議案第69号 | 中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5 | 議案第70号 | 行橋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 6 | 議案第71号 | 行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 7 | 議案第72号 | 行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 8 | 議案第73号 | 行橋市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 9 | 議案第74号 | 中間市行橋市競艇組合規約の変更について |
| 10 | 議案第75号 | 行橋市学習等供用施設の指定管理者の指定について |
| 11 | 議案第76号 | 行橋市宿泊型研修施設の指定管理者の指定について |
| 12 | 議案第77号 | 行橋市椿市地域交流センターの指定管理者の指定について |
| 13 | 議案第78号 | 行橋市複合文化施設の指定管理者の指定について |
| 14 | 議案第79号 | 旧百三十銀行行橋支店の指定管理者の指定について |
| 15 | 議案第80号 | 行橋市体育施設の指定管理者の指定について |
| 16 | 議案第81号 | 行橋市集会所の指定管理者の指定について |
| 17 | 議案第82号 | 行橋市総合福祉センターの指定管理者の指定について |
| 18 | 議案第83号 | 行橋市老人いこいの家の指定管理者の指定について |
| 19 | 議案第84号 | 行橋総合公園の指定管理者の指定について |

- 20 議案第85号 行橋市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 21 議案第86号 市道路線の認定及び変更について
- 22 議案第87号 じん芥収集車の取得について
- 23 議案第88号 令和7年度行橋市一般会計補正予算について
- 24 議案第89号 令和7年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算について
- 25 議案第90号 令和7年度行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算
について
- 26 議案第91号 令和7年度行橋市介護保険特別会計補正予算について
- 27 議案第92号 令和7年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 28 議案第93号 令和7年度行橋市水道事業会計補正予算について
- 29 議案第94号 令和7年度行橋市下水道事業会計補正予算について

議案第66号

行橋市室内型子どもの遊び場条例の制定について

行橋市室内型子どもの遊び場条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

行橋市室内型子どもの遊び場条例（案）

（目的及び設置）

第1条 この条例は、子どもが室内で遊興できる場を提供することにより、子どもの健全な成長及び創造的な体験を創出し、並びに親子間の交流の機会を創出し、及び地域のコミュニティを醸成するため、行橋市室内型子どもの遊び場（以下「子どもの遊び場」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 子どもの遊び場の名称及び位置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 あそぼっちゃ
- (2) 位置 行橋市北泉三丁目3番3号

（構成施設）

第3条 子どもの遊び場は、次に掲げる施設をもって構成する。

区分	名称	対象者
未就学児ゾーン	よちよちパーク	0歳から満2歳までにある者及びその保護者
	のびのびパーク	満3歳から小学校就学前までにある者及びその保護者
就学児ゾーン	わくわくパーク	小学校就学から中学校就学前までにある者及びその保護者
ワークショップゾーン	もくもくルーム	未就学児ゾーン及び就学児ゾーンの使用について

		許可を得た者及びその保護者
		占有使用の許可を得た者
エントランスゾーン	わいわいサロン	制限なし
	エントランス	

2 前項に規定する対象者は、同項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(開館時間)

第4条 子どもの遊び場の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は当該施設の一部の使用時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 子どもの遊び場の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に子どもの遊び場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う管理業務)

第7条 指定管理者が行う管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの遊び場の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務（ただし、第12条第4項の規定により、指定管理者が利用料金を定めた場合に限る。）
- (3) 子どもの遊び場及び当該施設の附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 子どもの遊び場及び当該施設の附属設備に係る市民の利便性の確保に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務
（自主事業）

第8条 指定管理者は、子どもの遊び場の設置目的を効果的に達成するため、設置目的の範囲内において、収益性のある事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。

- 2 指定管理者は、自主事業を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。
- 3 市長は、自主事業による収益を指定管理者の収入として収受させるものとする。
（指定管理者の指定手続）

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年行橋市条例第28号）に定めるところにより行う。

（使用の許可）

- 第10条 未就学児ゾーン及び就学児ゾーンを使用しようとする者（保護者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 ワークショップゾーンを使用しようとする者（次条の規定により占有使用する者を除く。）は、前項の規定による許可を得た者（以下「使用者」という。）及びその保護者でなければならない。

- 3 前項の場合においては、第1項の規定による許可とは別にワークショップゾーンの使用について許可を受けることを要しない。
- 4 第1項の規定による許可は、1回当たり2時間以内の使用に限るものとして行う。
- 5 市長は、未就学児ゾーン、就学児ゾーン及びワークショップゾーン（次条の規定により占有使用する者を除く。）を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による許可を与えないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定するものをいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 法令その他子どもの遊び場の管理又は運営に関する定めに違反するおそれがあると認められるとき。
- 6 市長は、第1項の規定により、未就学児ゾーン、就学児ゾーン及びワークショップゾーン（次条の規定により占有使用する者を除く。）の使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

（占有使用）

- 第11条 ワークショップゾーンは、土曜日、日曜日及び休日を除いて、占有して使用することができる。
- 2 前項の規定により、ワークショップゾーンを占有して使用しようとする者（以下「占有使用希望者」という。）は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 第1項の規定により、ワークショップゾーンを占有して使用する場合には、第4条本文の規定にかかわらず、その使用時間は、午前10時から午後3時までとする。

4 前条第5項の規定は、第2項の規定による許可について準用する。

5 市長は、第2項の規定により使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第12条 未就学児ゾーン、就学児ゾーン及びワークショップゾーンを使用しようとする者（保護者を除く。）は、別表第1又は別表第2に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

2 占用使用希望者は、前条第2項の規定により許可を得たときは、別表第3に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

3 市長は、別表第2に定めるところにより使用料を納付した使用者がパスポートを提示できない場合においては、パスポートの交付を受けていないものとみなして、別表第1に定めるところにより使用料を納付させるものとする。

4 第6条の規定により、指定管理者が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲において、利用料金を定めることができる。

5 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、承認するものとする。

(1) 施設の活用に支障がなく、適正な料金として算定されたものであること。

(2) 施設の規模、形態等が類似する他の施設における同様の料金と比較して、均衡のとれたものであること。

7 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

8 市長は、指定管理者が利用料金を定めたときは、当該利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、規則に定めるところにより、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第15条 使用者及び占有使用者（第11条第2項の規定による許可を得た者をいう。以下同じ。）は、許可された目的以外の目的をもって子どもの遊び場を使用してはならない。

2 使用者及び占有使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者及び占有使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、条件を変更し、又は退去させることができる。

(1) 法令その他子どもの遊び場の管理又は運営に関する定めに違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 第10条第4項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（第11条第4項の規定により準用する場合を含む。）。

(4) 第10条第5項又は第11条第5項の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 職員の指示に従わなかったとき。

(6) 公用又は管理上やむを得ない理由により、行橋市（以下「市」という。）において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく使用の許可の取消し等によって、使用者及び占有使用者に損害が生ずることがあっても、市長は賠償の責めを負わない。

(特別設備等の許可)

第17条 使用者及び占有使用者は、特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加え、若しくは据付けられた物以外の器具、備品等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者又は占有使用者の負担において、必要な措置を講ずるように指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者及び占有使用者は、子どもの遊び場の使用を終えたとき、又は第16条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用者及び占有使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 使用者及び占有使用者が前項に規定する義務を履行しない場合においては、市長がこれを行い、その費用を使用者又は占有使用者から徴収する。

(損害の賠償)

第19条 使用者及び占有使用者は、施設、設備、備品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者及び占有使用者は、法令その他子どもの遊び場の管理又は運営に関する定めに違反し、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、その賠償すべき額を減免することができる。

(立入検査)

第20条 使用者及び占有使用者は、職員が職務の遂行に当たって、やむを得ず使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(読替規定)

第21条 第6条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあっては、第3条、第10条から第12条までの規定、第15条から第18条までの規定、別表第1及

び別表第2中「使用」とあるのは「利用」と、第3条、第10条及び第11条（見出しを含む。）中「占有使用」とあるのは「占有利用」と、第4条及び第11条中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、第10条、第12条、第15条から第20条までの規定及び別表第1中「使用者」とあるのは「利用者」と、第11条及び第12条中「占有使用希望者」とあるのは「占有利用希望者」と、第12条から第14条までの規定、別表第1及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条の見出し中「目的外使用」とあるのは「目的外利用」と、第15条から第20条までの規定中「占有使用者」とあるのは「占有利用者」と、第16条の見出し及び別表第1中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第20条中「使用中」とあるのは「利用中」とそれぞれ読み替えるものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第12条関係）

区分		市内	市外
未就学児ゾーン 就学児ゾーン ワーク ショップゾーン	個人	200円	300円
	団体	100円／人 (ただし、使用者が障害者である 場合は無料)	200円／人 (ただし、使用者が障害者である 場合は100円)
	障害者	100円	200円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人 子どもの遊び場を使用しようとする者
 - (2) 団体 一団の個人の数が15人以上であつて、規則で定める手続により、団体としての使用許可を得たもの
 - (3) 障害者 規則で定める身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 使用料は、2時間当たりの金額とする。
- 3 保護者の使用料については、無料とする。

別表第2（第12条関係）

区分		パスポート	
		市内	市外
未就学児ゾーン	個人	1,000円	1,500円
就学児ゾーン ワークショップゾーン	障害者	500円	800円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人 子どもの遊び場を使用しようとする者
 - (2) 障害者 規則で定める身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 パスポートの有効期間は、発行日から3月とし、記名者本人に限ってその使用を認める。

別表第3（第12条関係）

区分	市内	市外
ワークショップゾーン	700円	1,000円

備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。

議案第67号

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(案)

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、暴力団（行橋市暴力団排除条例（平成22年行橋市条

例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらの者と密接な関係を有する者であってはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができする方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条

		第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以 上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の

各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳

児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第56号）第48条に規定する保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年福岡県条例第54号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年福岡県条例36号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年行橋市条例第23号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正

本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

行橋市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市職員分限条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

行橋市職員分限条例の一部を改正する条例（案）

行橋市職員分限条例（昭和30年行橋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条
例の制定について

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例を別案の
とおり制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例（案）

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例（令和５年行橋市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金条例

第１条及び第２条中「中間市行橋市競艇組合」を「中間市行橋市ボートレース組合」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第70号

行橋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
行橋市火災予防条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

行橋市火災予防条例（昭和３８年行橋市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２―第２９条の７）」を「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の等（第２９条の２―第２９条の７）
に改める。
９）
」

第２９条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第７号を削る。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３ 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９ 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 7 1 号

行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定について

行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別案のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

行橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年行橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」を「保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

第14条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例及び行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

（行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正）

第1条 行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年行橋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携
型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第2
7条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教
育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」
に改める。

（行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
6年行橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健
康診断又は健康調査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は
第13条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。）（以下この項にお
いて「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそ
れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められると
きは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場
合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等
の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康調査	利用開始時の健康診断、定期の健康診 断又は臨時の健康診断

第２３条第２項中「修了した保育士」を「修了した保育士若しくは福岡県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

行橋市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）

行橋市火入れに関する条例（昭和59年行橋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、別記様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない」を「規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改める。

第3条中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第2号中「火入予定期間」を「火入予定期間（火入れを行おうとする期間をいう。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、火入れの許可に当たっては、火入れの適正な実施を確保するために必要な条件を付することができる。

第4条第1項中「森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による」を削り、同条第2項中「書面」を「火入不許可通知書」に改める。

第5条中「差し止め」を「差止め」に改める。

第7条中「あつて」を「あって」に改める。

第11条第2項中「堰」を「堰^{せき}」に、「よつて」を「よって」に改める。

第12条第1項中「当たつて」を「当たって」に改め、同項第2号中「あつて」を「あって」に、「(1)の人数」を「前号の人数」に改め、同条第2項中「スコップ」を「スコップ」に改める。

第13条第1項中「向かつて」を「向かって」に改める。

第14条第1項中「あつて」を「あって」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に、「行つて」

を「行って」に改め、同条第2項中「よつて」を「よって」に、「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

第15条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第16条第1項中「行つた」を「行った」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 74 号

中間市行橋市競艇組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別案のとおり中間市行橋市競艇組合規約（昭和 44 年中間市行橋市競艇組合規約第 1 号）を変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

中間市行橋市競艇組合規約の一部を変更する規約（案）

中間市行橋市競艇組合規約（昭和44年中間市行橋市競艇組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

中間市行橋市ボートレース組合規約

第1条中「中間市行橋市競艇組合」を「中間市行橋市ボートレース組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第75号

行橋市学習等供用施設の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市学習等供用施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

- 1 管理を行わせる施設 別表のとおり
- 2 指定管理者となる団体 別表のとおり
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

1 管理を行わせる施設	2 指定管理者となる団体
名称 松原地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字松原 1 5 9 番地 5	団体名 松原区 代表者名 松原区長 原 田 良 夫 所在地 * * * * *
名称 稲童第 1 地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字稲童 1 4 6 4 番地 4	団体名 稲童下区 代表者名 稲童下区長 城 戸 孝 文 所在地 * * * * *
名称 東新田原地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字稲童 3 8 2 9 番地 3	団体名 稲童浜区 代表者名 稲童浜区長 山 口 省 吾 所在地 * * * * *
名称 畠田東地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字稲童 8 5 4 番地 4	団体名 畠田西一区 代表者名 畠田西一区長 林 國 義 所在地 * * * * *
名称 東徳永地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字東徳永 2 7 5 番地 3	団体名 東徳永一区 代表者名 東徳永一区長 吉 本 正 志 所在地 * * * * *
名称 高瀬第 1 地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字高瀬 3 8 3 番地 1	団体名 高瀬一区 代表者名 高瀬一区長 野 口 廸 彦 所在地 * * * * *
名称 道場寺本区地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字道場寺 8 2 6 番地 2	団体名 道場寺本区 代表者名 道場寺本区長 藤 塚 忠 道 所在地 * * * * *
名称 長井地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字長井 5 7 1 番地 1	団体名 長井三区 代表者名 長井三区長 丸 田 孝 文 所在地 * * * * *

名称 道場寺南部地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字道場寺 1 4 3 9 番地 5 の 1	団体名 道場寺南部区 代表者名 道場寺南部区長 宮 下 知 博 所在地 *****
名称 稲童第 2 地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字稲童 1 0 4 1 番地 1	団体名 稲童出屋区 代表者名 稲童出屋区長 社 林 英 朝 所在地 *****
名称 稲童第 3 地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字稲童 3 0 3 3 番地 3	団体名 鞍山区 代表者名 鞍山区長 安 倍 精 治 所在地 *****
名称 辻垣地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字辻垣 4 4 8 番地 2	団体名 辻垣区 代表者名 辻垣区長 池 田 寛 樹 所在地 *****
名称 袋迫地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字袋迫 3 1 8 1 番地 3	団体名 袋迫区 代表者名 袋迫区長 萬 川 仁 所在地 *****
名称 高瀬第 2 地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字高瀬 1 9 0 番地 1	団体名 高瀬二区 代表者名 高瀬二区長 田 中 義 和 所在地 *****
名称 馬場地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字馬場 2 8 4 番地 1	団体名 馬場区 代表者名 馬場区長 林 清 美 所在地 *****
名称 道場寺駅前地区学習等供用施設 所在地 行橋市大字道場寺 1 4 8 9 番地 4 5	団体名 道場寺駅前 1 区 代表者名 道場寺駅前 1 区長 石 川 秀 雄 所在地 *****

名称 所在地	平島地区学習等供用施設 行橋市泉中央七丁目 1 1 番 2 3 号	団体名 代表者名 所在地	平島区 平島区長 城 戸 淳 一 *****
名称 所在地	畠田西地区学習等供用施設 行橋市大字稲童 2 6 5 7 番地 5	団体名 代表者名 所在地	畠田西二区 畠田西二区長 友 永 ヨリ子 *****
名称 所在地	草場地区学習等供用施設 行橋市南泉七丁目 1 4 番 2 2 号	団体名 代表者名 所在地	草場区 草場区長 村 上 勇 *****
名称 所在地	稲童第四地区学習等供用施設 行橋市大字稲童 2 4 2 8 番地	団体名 代表者名 所在地	稲童中区 稲童中区長 古 城 智 *****
名称 所在地	道場寺中央地区学習等供用施設 行橋市大字道場寺 1 4 3 9 番 地 1 0 2	団体名 代表者名 所在地	道場寺中央区 道場寺中央区長 沓 間 昭 洋 *****
名称 所在地	稲童第 5 地区学習等供用施設 行橋市大字稲童 2 5 3 2 番地 1	団体名 代表者名 所在地	稲童上区 稲童上区長 福 島 清 久 *****

議案第 76 号

行橋市宿泊型研修施設の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市宿泊型研修施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設 次の表のとおり

名称	所在地
行橋市研修センター	行橋市大字今井 3758 番地
行橋市オートキャンプ場	行橋市大字蓑島 895 番地

2 指定管理者となる団体

団体名 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 九州支社

代表者名 執行役員九州支社長 渡 邊 茂 樹

所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 77 号

行橋市椿市地域交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり行橋市椿市地域交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 行橋市椿市地域交流センター

所在地 行橋市大字長尾 5 1 8 番地 2 他

2 指定管理者となる団体

団体名 一般社団法人 平尾台山麓行橋椿村

代表者名 代表理事 蓮 井 求 道

所在地 行橋市大字長尾 5 1 1 番地 5

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第78号

行橋市複合文化施設の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市複合文化施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 コスメイト行橋

所在地 行橋市中央一丁目9番3号

2 指定管理者となる団体

団体名 公益財団法人 行橋市文化振興公社

代表者名 理事長 矢 野 強

所在地 行橋市中央一丁目9番3号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第79号

旧百三十銀行行橋支店の指定管理者の指定について

次のとおり旧百三十銀行行橋支店の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 旧百三十銀行行橋支店

所在地 行橋市大橋三丁目7番14号

2 指定管理者となる団体

団体名 一般社団法人 行橋市観光協会

代表者名 代表理事 末 松 八 起

所在地 行橋市西宮市二丁目1番1号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第80号

行橋市体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設 次の表のとおり

名称	所在地
行橋市民体育館	行橋市大字今井3759番地
行橋市弓道場	行橋市大字今井3752番地
行橋市武道館	行橋市大字今井3770番地
行橋市庭球場	行橋市大字今井3784番地
行橋市サッカー場	行橋市大字囊島913番地
多目的グラウンド	行橋市大字今井3767番地

2 指定管理者となる団体

団体名 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 九州支社

代表者名 執行役員九州支社長 渡 邊 茂 樹

所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第81号

行橋市集会所の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

- 1 管理を行わせる施設 別表のとおり
- 2 指定管理者となる団体 別表のとおり
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

1 管理を行わせる施設		2 指定管理者となる団体	
名称	新地集会所	団体名	新地区自治会
所在地	行橋市東大橋三丁目9番3号	代表者名	出 口 全 彦
		所在地	*****
名称	川島集会所	団体名	川島区自治会
所在地	行橋市南大橋三丁目4番16号	代表者名	大 川 精 市
		所在地	*****
名称	羽根木集会所	団体名	羽根木西区自治会
所在地	行橋市北泉二丁目16番24号	代表者名	吉 元 健 一
		所在地	*****
名称	草場二集会所	団体名	草場区自治会
所在地	行橋市東泉四丁目22番7号	代表者名	村 上 勇
		所在地	*****
名称	福原集会所	団体名	西福原区自治会
所在地	行橋市南泉一丁目36番16号	代表者名	大 池 清
		所在地	*****
名称	大和町集会所	団体名	大和町区自治会
所在地	行橋市中央一丁目14番7号	代表者名	有 門 慎 次
		所在地	*****
名称	中津熊集会所	団体名	中津熊二区自治会
所在地	行橋市大字下津熊873番地1	代表者名	松 島 幸 徳
		所在地	*****
名称	延永上集会所	団体名	延永上区自治会
所在地	行橋市大字延永117番地2	代表者名	川 本 重 美
		所在地	*****
名称	平島東集会所	団体名	平島東一区自治会
所在地	行橋市東泉四丁目1番1号	代表者名	中 村 雄 治
		所在地	*****
名称	草場一集会所	団体名	草場区自治会
所在地	行橋市南泉七丁目26番5号	代表者名	村 上 勇
		所在地	*****
名称	北大野井集会所	団体名	北大野井区自治会
所在地	行橋市大字大野井692番地3	代表者名	池 永 富士也
		所在地	*****

名称	津積集会所	団体名	津積区自治会
所在地	行橋市大字津積 3 9 3 番地 3	代表者名	屏 博 文
		所在地	*****
名称	下稗田集会所	団体名	下稗田区自治会
所在地	行橋市大字前田 5 9 番地	代表者名	本 松 敬 治
		所在地	*****
名称	西宮市 5 区集会所	団体名	西宮市五区自治会
所在地	行橋市西宮市五丁目 1 0 番 9 号	代表者名	栗 原 秀 雄
		所在地	*****
名称	川島市住集会所	団体名	川島区自治会
所在地	行橋市南大橋三丁目 1 3 番 1 2 4 号	代表者名	大 川 精 市
		所在地	*****
名称	福永集会所	団体名	福永区自治会
所在地	行橋市大字福丸 7 0 9 番地	代表者名	野 田 謙 一
		所在地	*****
名称	鳥井原集会所	団体名	鳥井原区自治会
所在地	行橋市大字下崎 8 0 8 番地 2	代表者名	沼 口 正 行
		所在地	*****
名称	草野集会所	団体名	草野区自治会
所在地	行橋市大字草野 2 0 番地 1 2	代表者名	中 村 文 照
		所在地	*****
名称	西寺畔集会所	団体名	西寺畔区自治会
所在地	行橋市大字寺畔 2 0 5 番地	代表者名	石 川 徹 也
		所在地	*****
名称	石田新開集会所	団体名	新地区自治会
所在地	行橋市東大橋六丁目 8 番 2 2 号	代表者名	出 口 全 彦
		所在地	*****
名称	小犬丸集会所	団体名	小犬丸北区自治会
所在地	行橋市北泉四丁目 1 3 番 3 6 号	代表者名	川 本 博 文
		所在地	*****
名称	西福富集会所	団体名	西福富区自治会
所在地	行橋市西泉七丁目 7 番 1 8 号	代表者名	特 手 昇
		所在地	*****

名称 所在地	東流末一集会所 行橋市大字福原 2 1 7 番地	団体名 代表者名 所在地	東流末区自治会 福 島 高 義 * * * * *
名称 所在地	下検地集会所 行橋市大字下検地 1 0 9 0 番地 2	団体名 代表者名 所在地	検地区自治会 安 永 輝 雄 * * * * *
名称 所在地	西宮市 2 区集会所 行橋市西宮市二丁目 1 5 番 3 1 号	団体名 代表者名 所在地	西宮市二区自治会 竹 本 一 美 * * * * *
名称 所在地	福富集会所 行橋市泉中央四丁目 1 0 番 2 号	団体名 代表者名 所在地	福富一区自治会 宇 戸 健 次 * * * * *
名称 所在地	草場三集会所 行橋市東泉三丁目 1 0 番 2 9 号	団体名 代表者名 所在地	草場区自治会 村 上 勇 * * * * *
名称 所在地	西宮市 3 区集会所 行橋市西宮市四丁目 1 5 番 2 0 号	団体名 代表者名 所在地	西宮市三区自治会 冷 水 信 一 * * * * *
名称 所在地	道場寺駅前集会所 行橋市大字道場寺 1 6 1 1 番地 1	団体名 代表者名 所在地	道場寺駅前二区自治会 上 田 均 * * * * *
名称 所在地	流末集会所 行橋市大字流末 1 0 1 4 番 地 5	団体名 代表者名 所在地	流末区自治会 繁 永 國 廣 * * * * *
名称 所在地	中川集会所 行橋市大字中川 4 0 番地 2	団体名 代表者名 所在地	中川区自治会 山 崎 忠 * * * * *
名称 所在地	長音寺集会所 行橋市大字長音寺 4 8 番地 1	団体名 代表者名 所在地	長音寺区自治会 江 藤 健 治 * * * * *
名称 所在地	羽根木西集会所 行橋市北泉一丁目 1 5 番 3 0 号	団体名 代表者名 所在地	羽根木西区自治会 吉 元 健 一 * * * * *

名称 所在地	門樋上集会所 行橋市南大橋六丁目 1 0 番 2 0 号	団体名 代表者名 所在地	津田町区自治会 椛 島 幸 博 *****
名称 所在地	農進集会所 行橋市大字上稗田 1 3 4 6 番地 1	団体名 代表者名 所在地	農進区自治会 北 山 明 博 *****
名称 所在地	西宮市 4 区集会所 行橋市西宮市四丁目 2 6 番 1 5 号	団体名 代表者名 所在地	西宮市四区自治会 野 村 誠 *****
名称 所在地	中津熊第二集会所 行橋市大字中津熊 7 1 8 番 地 1	団体名 代表者名 所在地	中津熊一区自治会 堤 匡 弘 *****
名称 所在地	門樋上第二集会所 行橋市南大橋四丁目 1 4 番 4 6 号	団体名 代表者名 所在地	門樋上区自治会 山 本 正 人 *****
名称 所在地	祇園町集会所 行橋市大橋一丁目 4 番 3 1 号	団体名 代表者名 所在地	祇園町区自治会 帛 谷 浩 一 *****
名称 所在地	新地第 2 集会所 行橋市大橋一丁目 2 1 番 4 0 号	団体名 代表者名 所在地	若葉町区自治会 松 本 敏 春 *****
名称 所在地	門樋上第 3 集会所 行橋市南大橋四丁目 9 番 1 0 号	団体名 代表者名 所在地	京都町区自治会 熊 本 一 *****
名称 所在地	中津熊第 3 集会所 行橋市大字中津熊 2 6 2 番 地 8	団体名 代表者名 所在地	中津熊四区自治会 和 田 幸 一 *****
名称 所在地	下津熊集会所 行橋市大字下津熊 1 1 2 7 番地の 4	団体名 代表者名 所在地	下津熊二区自治会 谷 川 雄 二 *****

議案第82号

行橋市総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり行橋市総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 ウィズゆくはし

所在地 行橋市大字中津熊501番地

2 指定管理者となる団体

団体名 社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会

代表者名 会長 山 中 雅 文

所在地 行橋市大字中津熊501番地

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第83号

行橋市老人いこいの家の指定管理者の指定について

次のとおり行橋市老人いこいの家の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 新田原老人いこいの家

所在地 行橋市大字道場寺1446番地25

2 指定管理者となる団体

団体名 公益社団法人 行橋市シルバー人材センター

代表者名 理事長 酒 井 和 宣

所在地 行橋市中央一丁目10番67号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第84号

行橋総合公園の指定管理者の指定について

次のとおり行橋総合公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 行橋総合公園

所在地 行橋市大字今井地内

2 指定管理者となる団体

団体名 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 九州支社

代表者名 執行役員九州支社長 渡 邊 茂 樹

所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第85号

行橋市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり行橋市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 管理を行わせる施設

名称 サンワークゆくはし

所在地 行橋市大字今井3613番地4

2 指定管理者となる団体

団体名 公益財団法人 行橋市文化振興公社

代表者名 理事長 矢 野 強

所在地 行橋市中央一丁目9番3号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 86 号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を別冊のとおり認定し、及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 7 年度

行 橋 市 認 定 路 線 調 書

市道路線の認定の概要について

- | | | |
|--------|---|----|
| 1.認定路線 | 9 | 路線 |
| 2.変更路線 | 4 | 路線 |

	地区	認定	廃止	変更
1	行橋			1
2	行橋南			
3	行橋北	3		
4	菟島			
5	今元			
6	仲津			
7	泉	4		2
8	今川	1		1
9	稗田			
10	延永	1		
11	椿市			
計		9	0	4

認 定 す る 路 線

(行橋北校区)

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
1	8032206	行事 4 丁目 1 4 号 線	40.0	6.0	240.0	
2	8032207	行事 6 丁目 5 号 線	38.0	6.0	228.0	
3	8032208	行事 7 丁目 3 号 線	70.0	6.0	420.0	

(泉校区)

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
4	8072215 一丁田・南部ポンプ場線	北泉一丁目1798-7番 地先から	250.0	4.5	1,125.0	
		北泉一丁目1799-5番 地先まで				
5	8072216 西 泉 7 丁 目 2 号 線	西泉七丁目1126-3番 地先から	72.0	6.0	432.0	
		西泉七丁目1124-1番 地先まで				
6	8072217 紅 梅 線	泉中央八丁目655番 地先から	70.0	6.0	420.0	
		泉中央八丁目656番 地先まで				
7	8072218 泉 中 央 8 丁 目 5 号 線	泉中央八丁目45-1番 地先から	135.0	6.0	810.0	
		泉中央八丁目48-1番 地先まで				

(今川校区)

8

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
8082213	桂 木 線	宝山610-1番 地先から	59.0	6.0	354.0	
		宝山608-1番 地先まで				

(延永校区)

9

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
8102201	吉 国 1 0 号 線	吉国376-5番 地先から 吉国376-1番 地先まで	60.0	6.0	360.0	

変 更 す る 路 線

(行橋校区)

1

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	変更前後	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
8012178	大 橋 2 丁 目 1 7 号 線	大橋二丁目490-4番.....地先から	変更前	(64.00)	(6.0)	(384.0)	
		大橋二丁目492-7番.....地先まで	変更後	140.0	6.0	840.0	
							
							
							
							
							
							
							
							
							

(泉校区)

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	変更前後	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
2	8071203	ス マ イ ・ 目 ノ 上 線	西泉三丁目1561-3番 地先から	変更前	(802.92)	(3.6)	(2,890.5)
			西泉二丁目1827-2番 地先まで	変更後	670.0	3.7	2,479.0
3	8071346	丸 塚 線	東泉四丁目1260-44番 地先から	変更前	(290.48)	(4.5)	(1,307.2)
			東泉四丁目1260-11番 地先まで	変更後	145.0	6.5	942.5

(今川校区)

4

路線番号	路 線 名	起 点 か ら 終 点 ま で	変更前後	実延長 m	幅 員 m	道路部面積 m ²	主要な経過地
8010228	大 橋 ・ 波 風 2 号 線	西宮市四丁目710番.....地先から	変更前	(1,318.66)	(4.3)	(5,670.2)	
		大野井1025-8番.....地先まで	変更後	840.0	4.3	3,612.0	
							
							
							
							
							
							
							

資

料

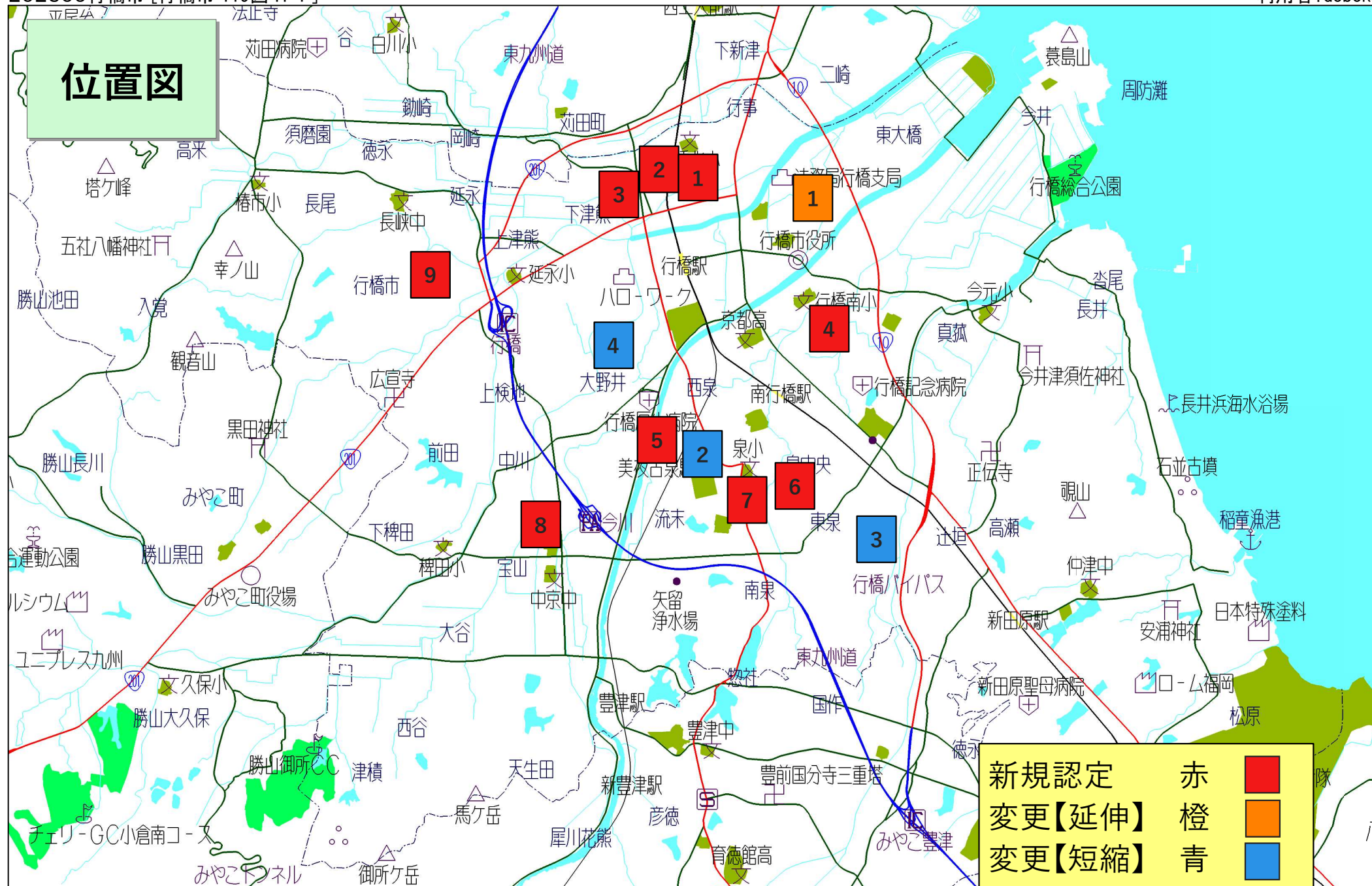
資 料

認 定						
図面番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	箇 所	備 考	
1	行 事 4 丁 目 1 4 号 線	40.0	6.0	行 事 四 丁 目	開発行為による	P. 17
2	行 事 6 丁 目 5 号 線	38.0	6.0	行 事 六 丁 目	開発行為による	P. 18
3	行 事 7 丁 目 3 号 線	70.0	6.0	行 事 七 丁 目	開発行為による	P. 19
4	一丁田・南部ポンプ場線	250.0	4.5	北 泉 一 丁 目	建築基準法に基づく管理適正化	P. 20
5	西 泉 7 丁 目 2 号 線	72.0	6.0	西 泉 七 丁 目	開発行為による	P. 21
6	紅 梅 線	70.0	6.0	泉 中 央 八 丁 目	開発行為による	P. 22
7	泉 中 央 8 丁 目 5 号 線	135.0	6.0	泉 中 央 八 丁 目	開発行為による	P. 23
8	桂 木 線	59.0	6.0	宝 山	開発行為による	P. 24
9	吉 国 1 0 号 線	60.0	6.0	吉 国	開発行為による	P. 25

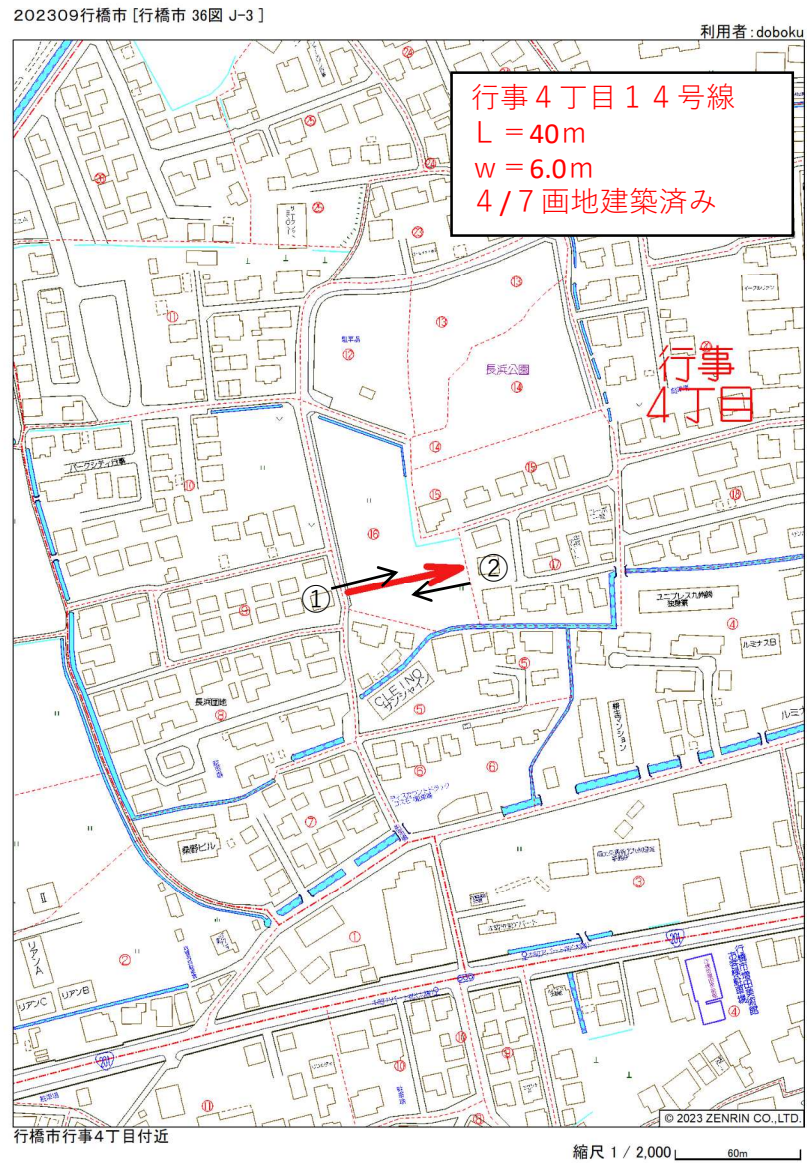
資 料

変 更						
図面番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	箇 所	備 考	
1	大 橋 2 丁 目 1 7 号 線	140.0	6.0	大 橋 二 丁 目	既存市道の延長に新たに開発道路が接続したため	P. 26
2	ス マ イ ・ 目 ノ 上 線	670.0	3.7	西 泉 二 丁 目	構造が基準に達してないため	P. 27
3	丸 塚 線	145.0	6.5	東 泉 四 丁 目	県河川管理区分の変更のため	P. 28
4	大 橋 ・ 波 風 2 号 線	840.0	4.3	大 野 井	県河川管理区分の変更のため	P. 29

位置図



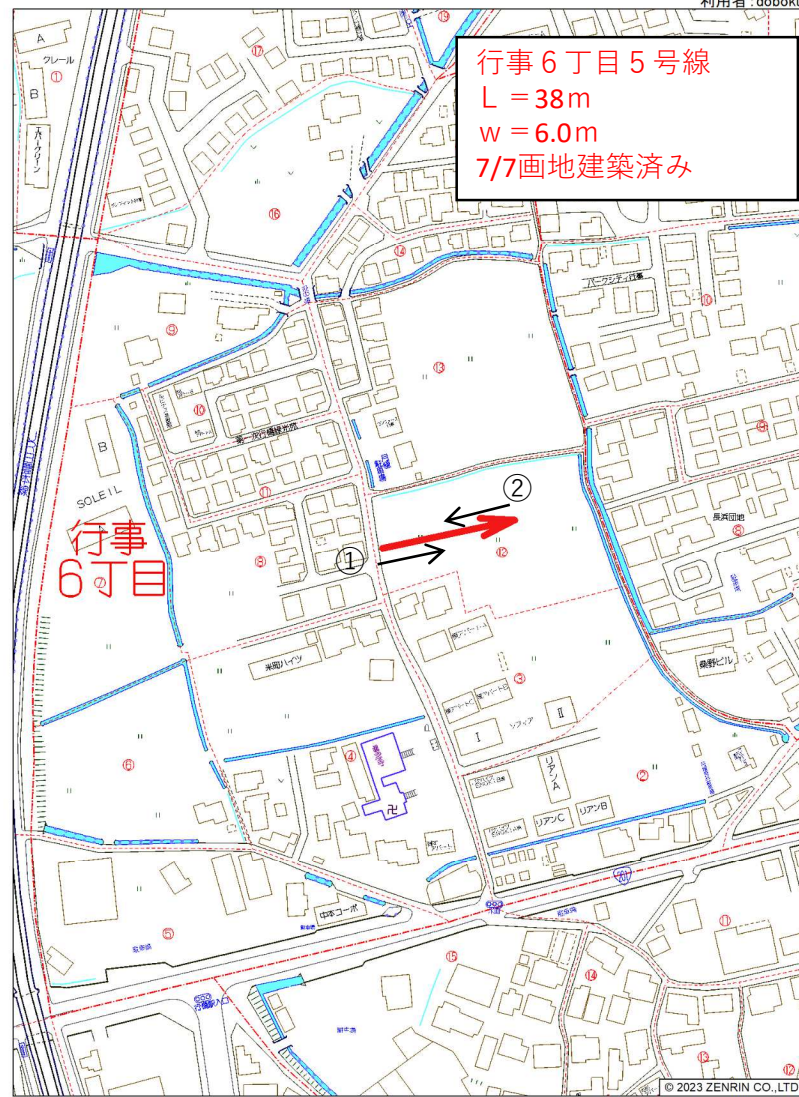
認定 1



認定 2

202309行橋市 [行橋市 36図 G-3]

利用者: doboku



行橋市行事6丁目付近

縮尺 1 / 2,000 60m



①

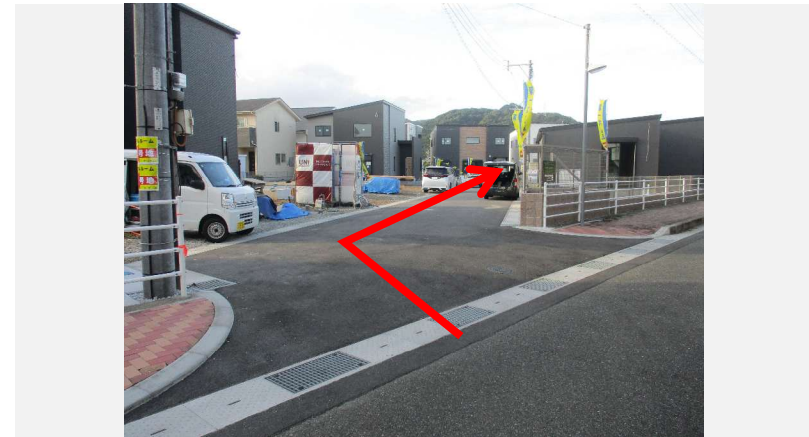
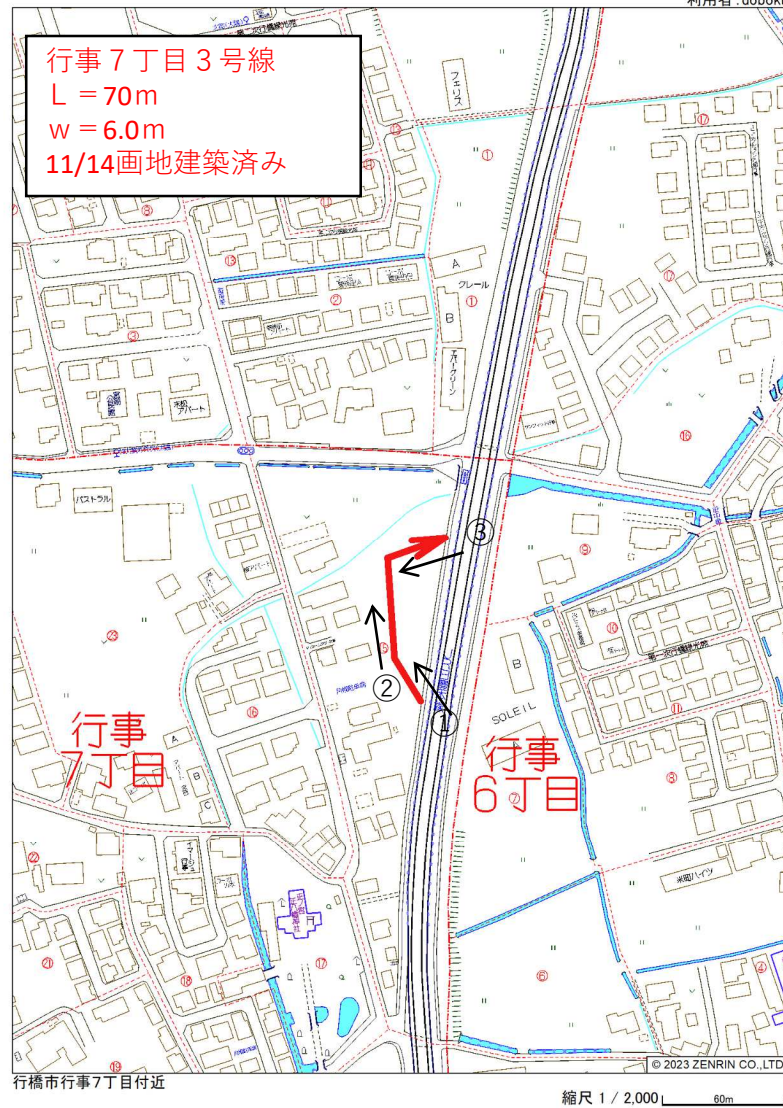


②

認定 3

202309行橋市 [行橋市 36図 D-2]

利用者: doboku



①



②

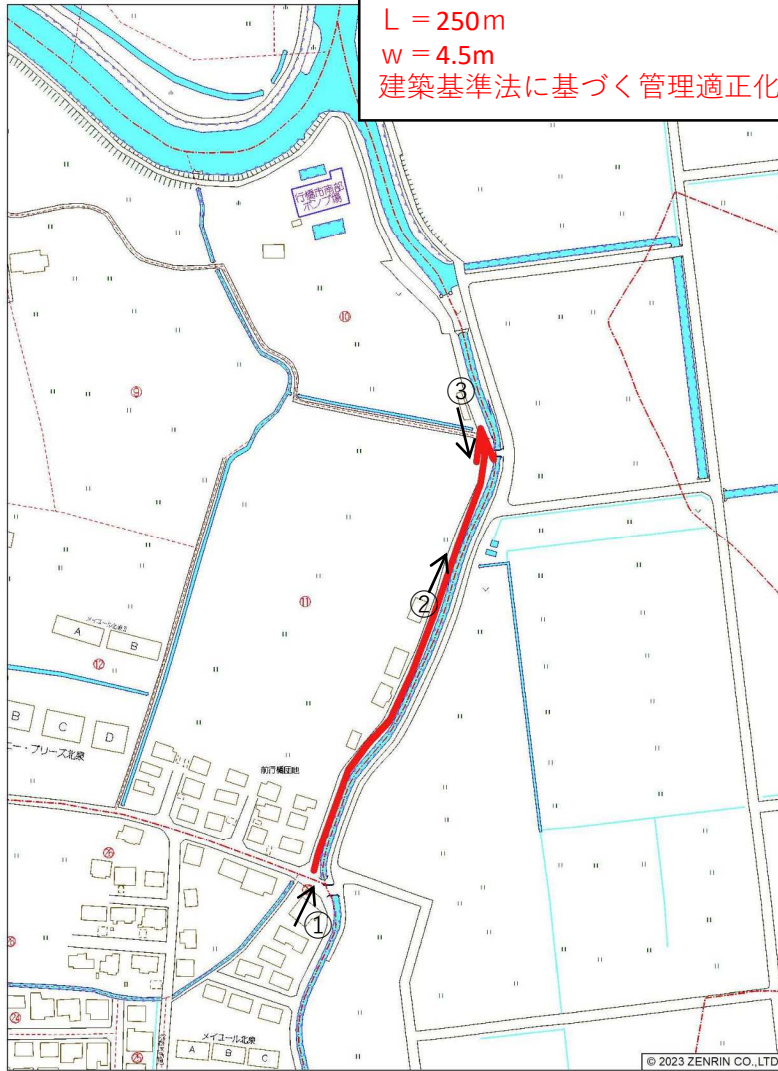


③

認定 4

202309行橋市【行橋市 82図 I-4】

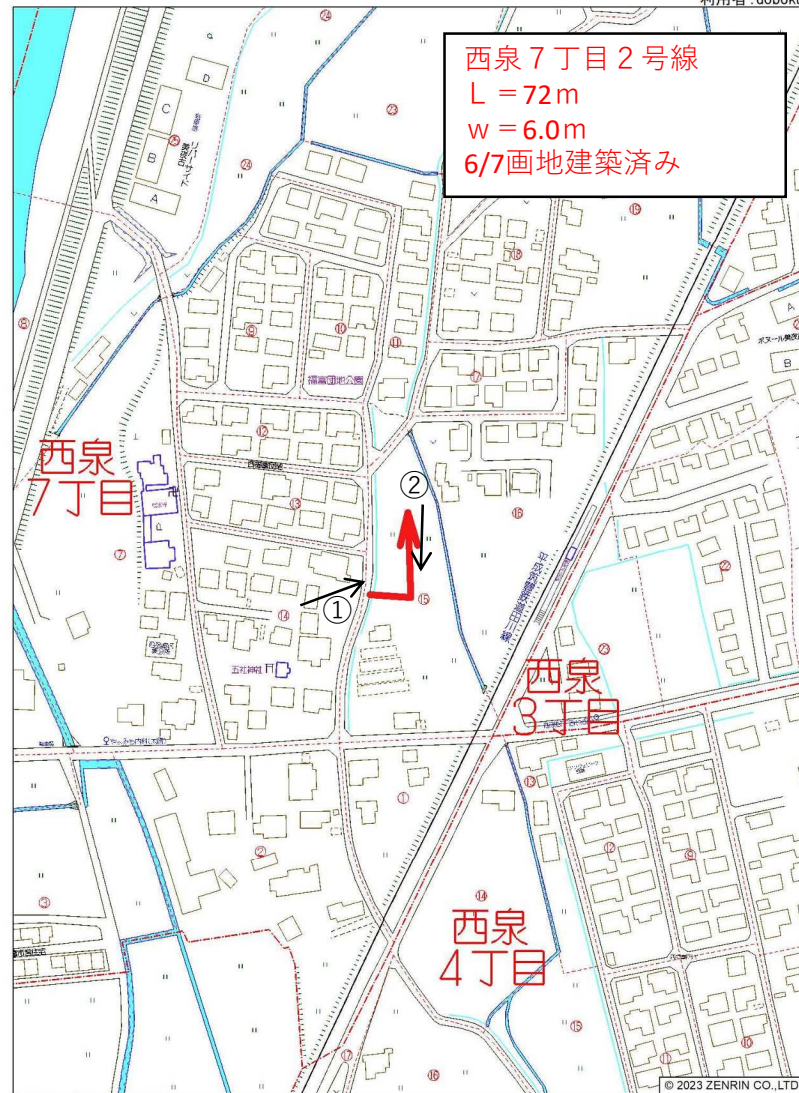
一丁田・南部ポンプ場線
 $L = 250\text{m}$
 $w = 4.5\text{m}$
 建築基準法に基づく管理適正化



認定 5

202309行橋市 [行橋市 119図 D-3]

利用者: doboku



①



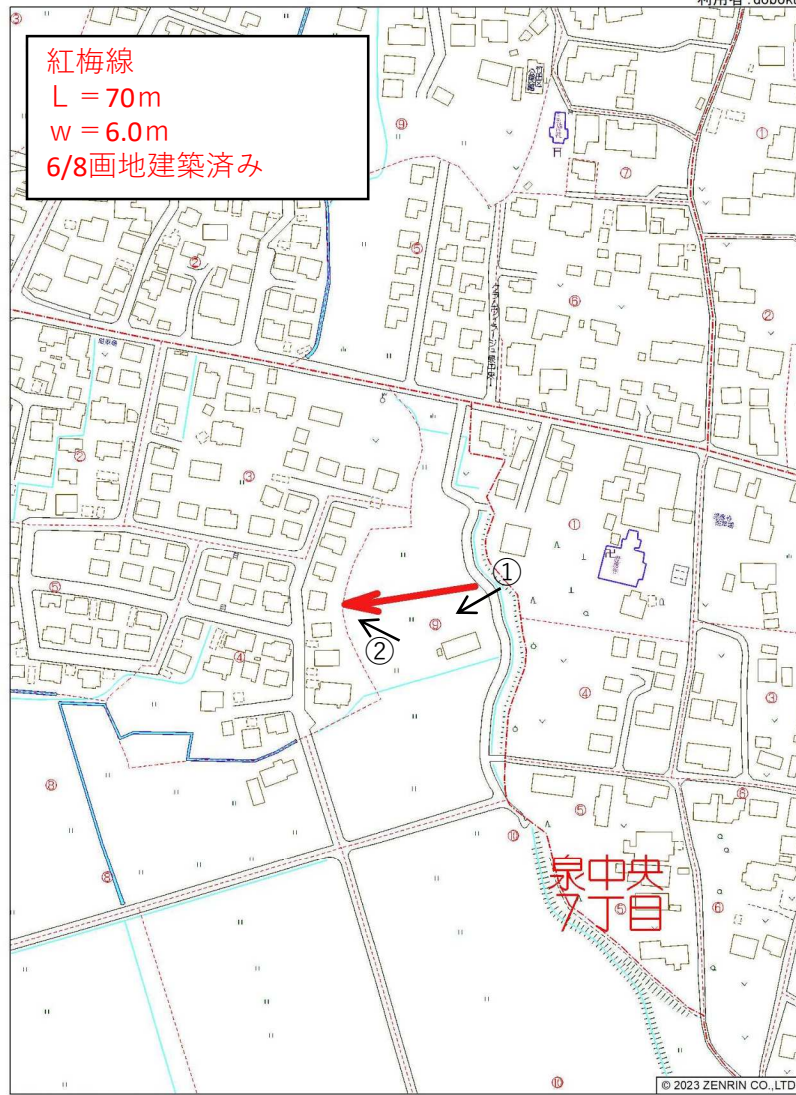
②

認定 6

202309行橋市 [行橋市 121図 D-4]

利用者: doboku

紅梅線
L = 70m
w = 6.0m
6/8画地建築済み



行橋市泉中央8丁目付近

縮尺 1 / 2,000 60m



①



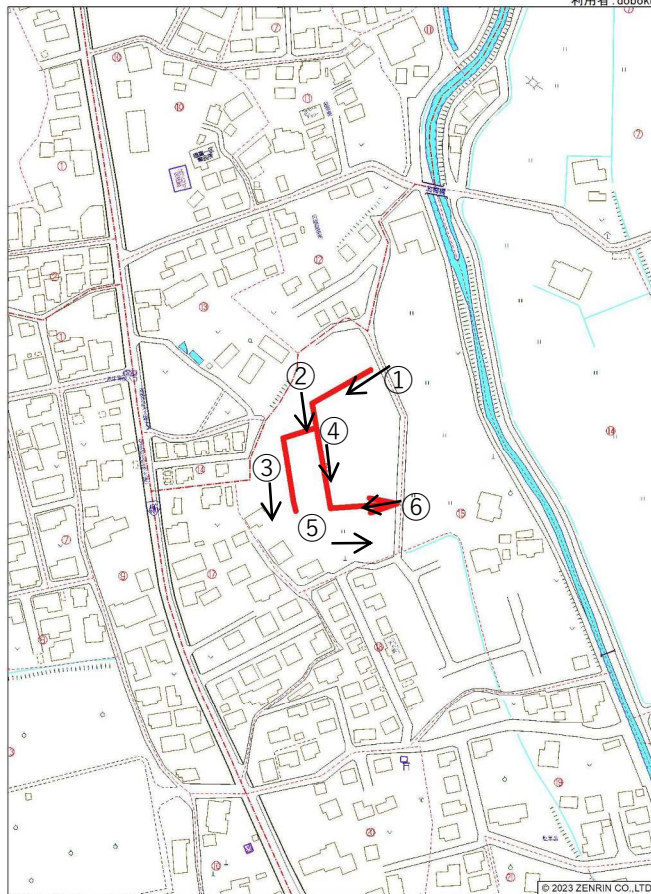
②

認定 7

泉中央 8 丁目 5 号線
 $L = 135\text{m}$
 $w = 6.0\text{m}$
 17/23画地建築済み

202309行橋市 [行橋市 131 図 G-3]

利用者: doboku



行橋市泉中央8丁目付近

縮尺 1 / 2,000



①



②



③



④



⑤



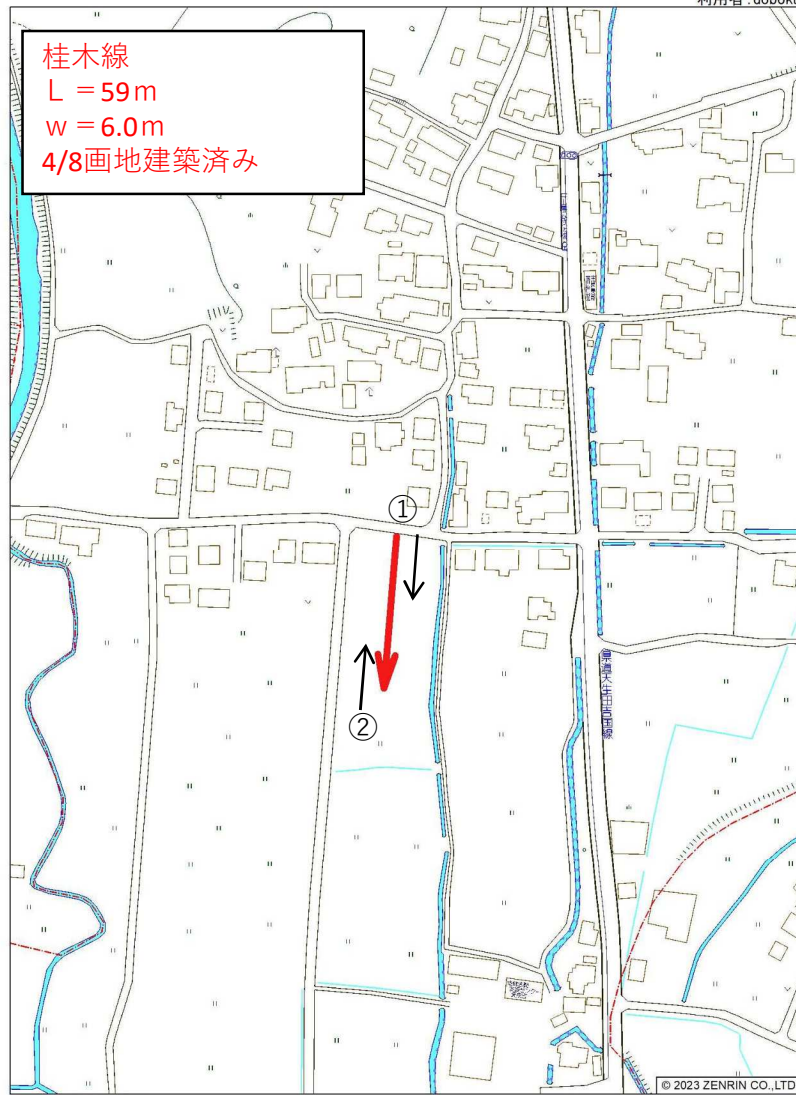
⑥

認定 8

202309行橋市 [行橋市 128図 H-3]

利用者: doboku

桂木線
L = 59m
w = 6.0m
4/8画地建築済み



行橋市大字宝山付近

縮尺 1 / 2,000 60m



①

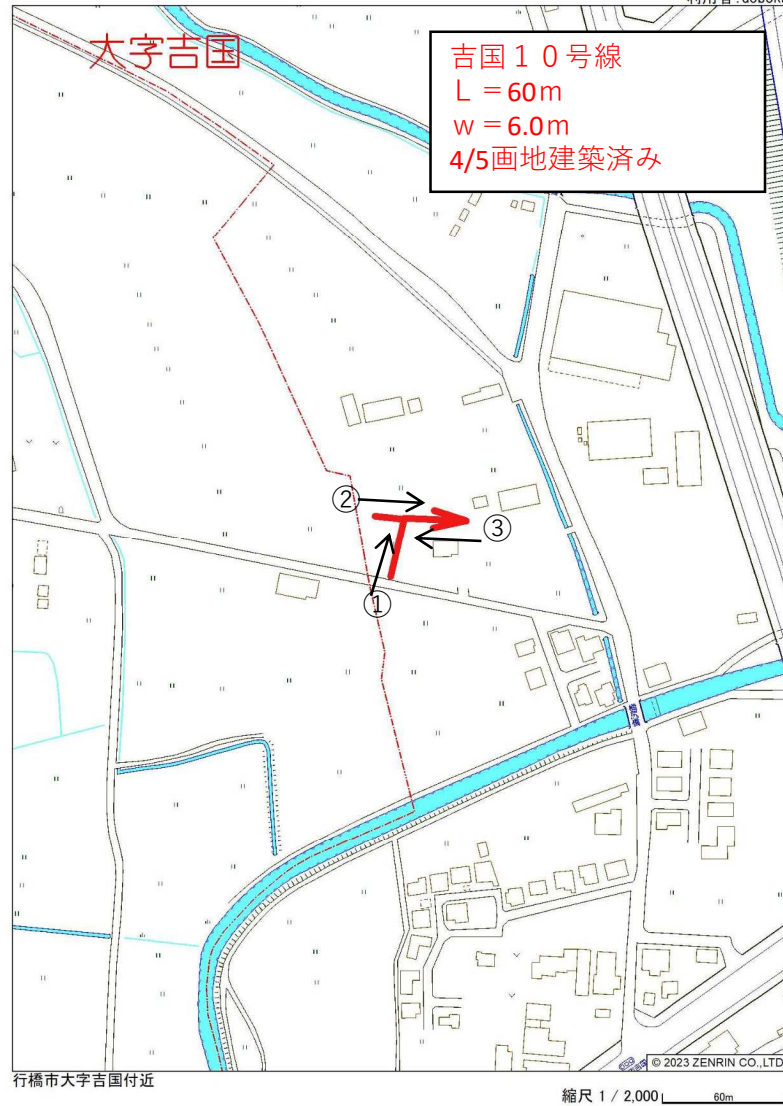


②

認定 9

202309行橋市 [行橋市 62図 F-3]

利用者: doboku



①



②



③

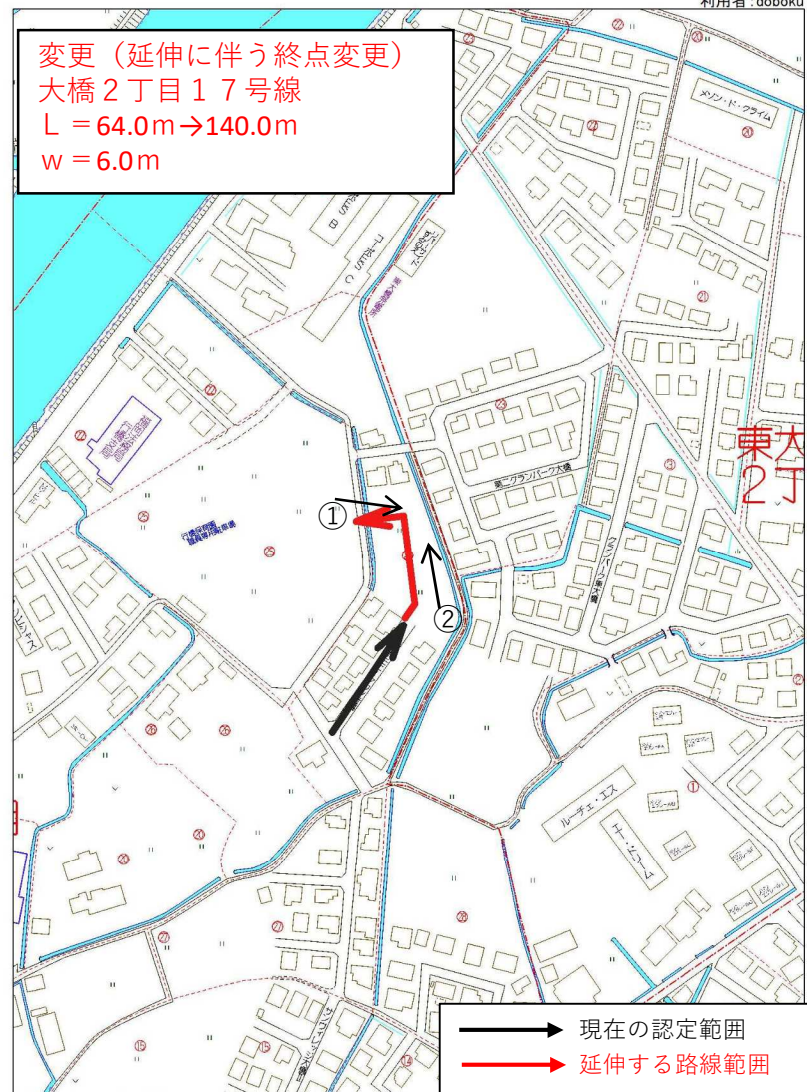


変更 1

202309行橋市 [行橋市 38図 B-3]

利用者: doboku

変更 (延伸に伴う終点変更)
大橋 2 丁目 17 号線
L = 64.0m → 140.0m
w = 6.0m



行橋市大橋2丁目付近

縮尺 1 / 2,000 | 60m



①



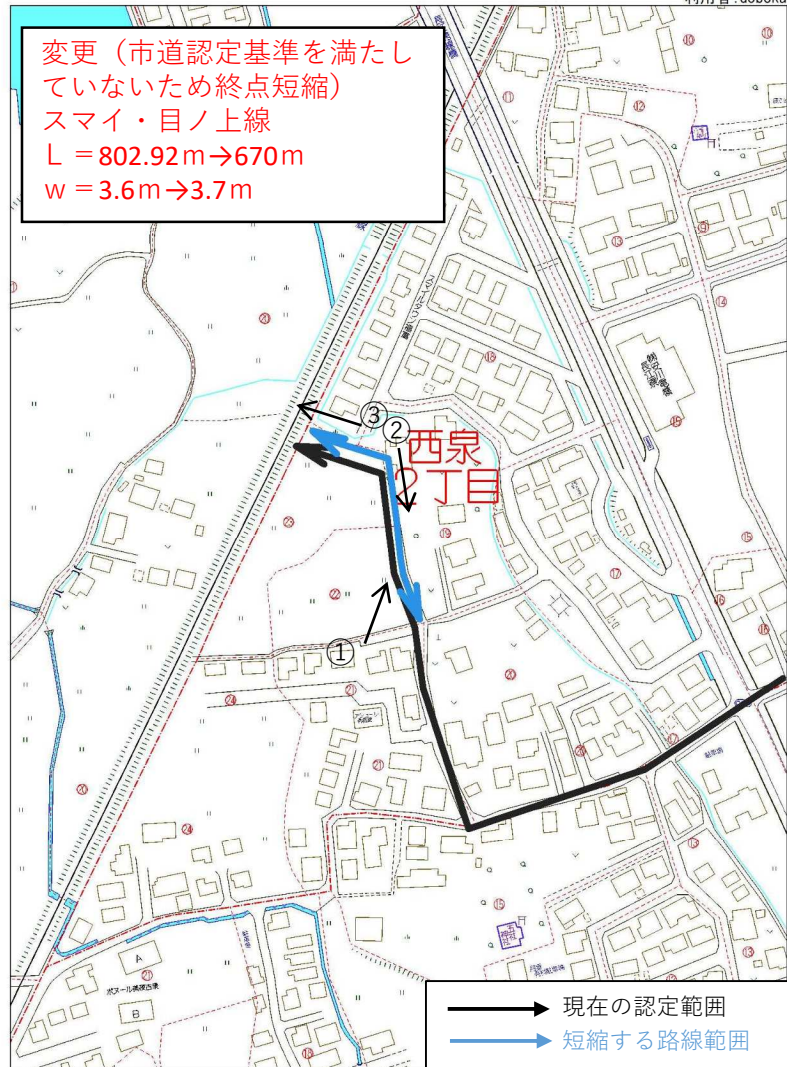
②

変更 2

202309行橋市〔行橋市 108図 H-5〕

利用者: doboku

変更（市道認定基準を満たしていないため終点短縮）
スマイ・目ノ上線
L = 802.92m → 670m
w = 3.6m → 3.7m



行橋市西泉2丁目付近

縮尺 1 / 2,000 60m

①



②



③

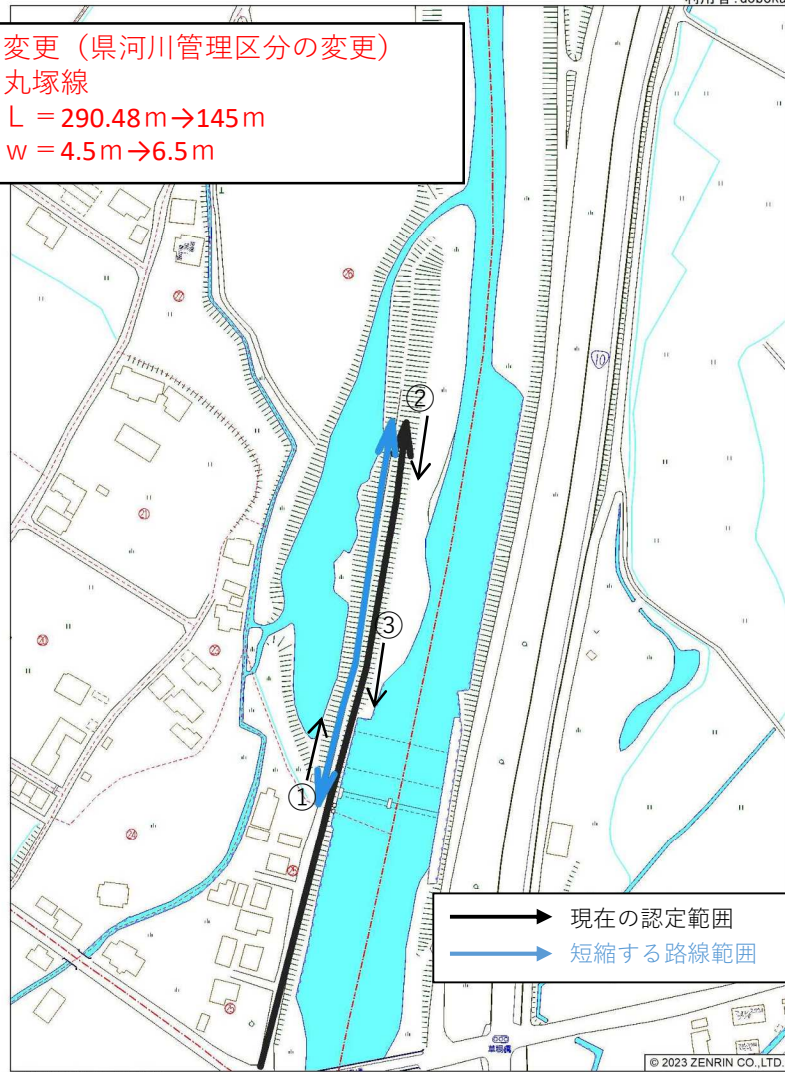


変更 3

202309行橋市 [行橋市 145図 G-3]

利用者: doboku

変更 (県河川管理区分の変更)
丸塚線
L = 290.48m → 145m
w = 4.5m → 6.5m



行橋市東泉4丁目付近

縮尺 1 / 2,000 60m

①



②



③

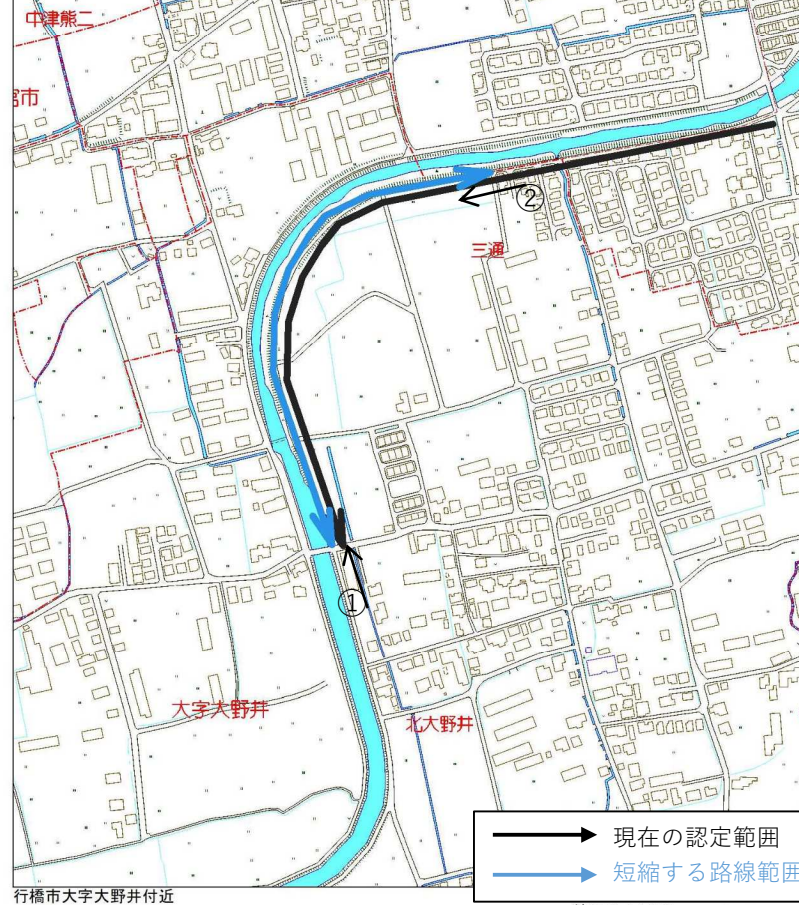


変更 4

202309行橋市 [行橋市 79図 E-4]

利用者: doboku

変更 (県河川管理区分の変更)
大橋・波風 2 号線
 $L = 1318.66\text{m} \rightarrow 840\text{m}$
 $w = 4.3\text{m}$



①



②

議案第 87 号

じん芥収集車の取得について

次のとおりじん芥収集車を取得することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年行橋市条例第 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 財産の表示

(1) 品名 じん芥収集車

(2) 数量 2 台

2 取得価格 29,370,000 円

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約の相手方 福岡県福岡市東区香椎二丁目 23 番 1－312 号

有限会社 特装販売

取締役 沖 健 二

5 納入期限 令和 9 年 3 月 19 日

6 納入場所 行橋市役所環境課事業所

議案第 88 号

令和 7 年度行橋市一般会計補正予算について

令和 7 年度行橋市一般会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市一般会計補正予算（第3次）（案）

令和7年度 行橋市一般会計補正予算（第3次）（案）

令和7年度行橋市の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額34,848,185千円に歳入歳出それぞれ392,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,241,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月25日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
11 地方特例交付金		69,741	7,622	77,363
	1 地方特例交付金	69,741	7,622	77,363
12 地方交付税		5,257,574	252,700	5,510,274
	1 地方交付税	5,257,574	252,700	5,510,274
15 使用料及び手数料		754,060	250	754,310
	1 使用料	262,959	250	263,209
16 国庫支出金		9,341,960	91,661	9,433,621
	1 国庫負担金	6,771,858	91,661	6,863,519
	2 国庫補助金	2,556,083	0	2,556,083
17 県支出金		3,198,748	48,277	3,247,025
	1 県負担金	2,166,505	45,577	2,212,082
	3 県委託金	184,318	2,700	187,018
18 財産収入		66,369	40,833	107,202
	1 財産運用収入	66,367	40,833	107,200
20 繰入金		1,926,569	△216,029	1,710,540
	2 基金繰入金	1,831,012	△216,029	1,614,983
22 諸収入		358,334	160,742	519,076
	4 収益事業収入	100,000	53,500	153,500
	5 雑入	247,342	107,242	354,584
23 市債		1,478,400	6,900	1,485,300
	1 市債	1,478,400	6,900	1,485,300
歳入合 計		34,848,185	392,956	35,241,141

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		252,240	342	252,582
	1 議会費	252,240	342	252,582
2 総務費		3,668,862	138,941	3,807,803
	1 総務管理費	2,538,386	127,540	2,665,926
	2 徴税費	680,156	4,889	685,045
	3 戸籍住民基本台帳費	280,852	5,639	286,491
	4 選挙費	99,806	350	100,156
	5 統計調査費	39,573	541	40,114
	6 監査委員費	30,089	△18	30,071
3 民生費		16,351,385	168,543	16,519,928
	1 社会福祉費	4,100,108	181,159	4,281,267
	2 児童福祉費	7,133,608	△11,491	7,122,117
	3 生活保護費	2,807,646	3,204	2,810,850
	4 老人福祉費	2,301,166	△4,329	2,296,837
4 衛生費		2,768,252	△30,180	2,738,072
	1 保健衛生費	768,876	△12,286	756,590
	2 清掃費	1,999,376	△17,894	1,981,482
5 労働費		18,914	7,231	26,145
	1 労働諸費	18,914	7,231	26,145
6 農林水産業費		932,992	△7,631	925,361
	1 農業費	745,983	△10,996	734,987
	3 水産業費	118,981	3,365	122,346
7 商工費		256,328	△9,713	246,615
	1 商工費	256,328	△9,713	246,615
8 土木費		1,879,558	△682	1,878,876
	1 土木管理費	67,940	9,072	77,012

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	2 道路橋りょう費	793,510	△9,546	783,964
	4 都市計画費	636,320	225	636,545
	5 住宅費	377,276	△433	376,843
9 消防費		1,261,763	1,070	1,262,833
	1 消防費	1,261,763	1,070	1,262,833
10 教育費		3,486,777	△8,903	3,477,874
	1 教育総務費	496,706	△17,675	479,031
	2 小学校費	551,437	8,328	559,765
	3 中学校費	488,741	7,916	496,657
	4 社会教育費	794,977	△8,905	786,072
	5 保健体育費	1,154,916	1,433	1,156,349
13 諸支出金		1,775,045	133,938	1,908,983
	1 繰出金	1,735,727	△10,556	1,725,171
	2 諸費	39,318	144,494	183,812
歳 出	合 計	34,848,185	392,956	35,241,141

第2表 繰越明許費補正

1 追加		(単位:千円)	
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	廃棄物処理委託事業	1,435
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修事業	5,874
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬炉非常用発電設備改修工事	21,362
5 労働費	1 労働諸費	サンワークゆくはし空調設備改修事業	7,231
10 教育費	5 保健体育費	行橋市武道館改修事業	159,070

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
第6次総合計画中間見直し支援業務委託料	令和8年度	9,097
総合福祉センター指定管理料	令和8年度～令和12年度	222,160
行橋市老人いこいの家指定管理料	令和8年度～令和12年度	15,177
サンワークゆくはし指定管理料	令和8年度～令和10年度	69,438
行橋総合公園指定管理料	令和8年度～令和12年度	140,200
小学校授業支援ソフト使用料	令和8年度	4,834
小学校クラウド版校務支援システムライセンス料	令和8年度	29,304
中学校授業支援ソフト使用料	令和8年度	2,344
中学校クラウド版校務支援システムライセンス料	令和8年度	15,984
宿泊型研修施設指定管理料	令和8年度～令和12年度	170,020
学習等供用施設指定管理料	令和8年度～令和12年度	7,150
複合文化施設指定管理料	令和8年度～令和12年度	272,889
旧百三十銀行指定管理料	令和8年度～令和12年度	32,756
椿市地域交流センター指定管理料	令和8年度～令和12年度	89,100
行橋市体育施設指定管理料	令和8年度～令和12年度	253,410

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位:千円)

起 債 の 目 的		限 度 額 (以 内)	起 債 の 方 法	利 率 (以 内)	償 還 の 方 法
21	勤労者総合福祉施設整備事業債	6,900	証書借入又は証券発行の方法により、政府、銀行、その他から起債する。 起債時期は、令和7年度とする。 ただし、工事その他の都合により、起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰越すことができる。	年3.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、据置期間を含め 40年度間以内に元金均等償還、元利均等償還又は融通先の融通条件とする。 ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利息に借換することができる。 この市債にかわる短期債は、適宜期限を定め、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は、一般財源又は、その他の特定財源をもってこれにあてる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
11 地方特例交付金	69,741	7,622	77,363
12 地方交付税	5,257,574	252,700	5,510,274
15 使用料及び手数料	754,060	250	754,310
16 国庫支出金	9,341,960	91,661	9,433,621
17 県支出金	3,198,748	48,277	3,247,025
18 財産収入	66,369	40,833	107,202
20 繰入金	1,926,569	△216,029	1,710,540
22 諸収入	358,334	160,742	519,076
23 市債	1,478,400	6,900	1,485,300
歳 入 合 計	34,848,185	392,956	35,241,141

(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	252,240	342	252,582	0	0	0	342
2 総務費	3,668,862	138,941	3,807,803	2,700	0	94,211	42,030
3 民生費	16,351,385	168,543	16,519,928	137,238	0	△792	32,097
4 衛生費	2,768,252	△30,180	2,738,072	0	0	0	△30,180
5 労働費	18,914	7,231	26,145	0	6,900	0	331
6 農林水産業費	932,992	△7,631	925,361	0	0	0	△7,631
7 商工費	256,328	△9,713	246,615	0	0	0	△9,713
8 土木費	1,879,558	△682	1,878,876	0	0	0	△682
9 消防費	1,261,763	1,070	1,262,833	0	0	0	1,070
10 教育費	3,486,777	△8,903	3,477,874	0	0	122	△9,025
13 諸支出金	1,775,045	133,938	1,908,983	0	0	285	133,653
歳 出 合 計	34,848,185	392,956	35,241,141	139,938	6,900	93,826	152,292

2. 歳入

(款) 11 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	69,741	7,622	77,363	1 地方特例交付金	7,622	地方特例交付金
計	69,741	7,622	77,363			

(款) 12 地方交付税

(項) 1 地方交付税 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	5,257,574	252,700	5,510,274	1 地方交付税	252,700	普通交付税
計	5,257,574	252,700	5,510,274			

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 1 使用料 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 福祉使用料	0	250	250	1 児童福祉施設使用料	250	室内型子どもの遊び場使用料
計	262,959	250	263,209			

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	6,771,858	91,661	6,863,519	1 社会福祉費負担金	91,661	特別障害者手当等給付費負担金 507 障害者自立支援給付費負担金 51,804 障害者医療費負担金 15,048 障害児通所給付費負担金 24,302
計	6,771,858	91,661	6,863,519			

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 教育費国庫補助金	540,059	0	540,059	1 小学校費補助金	0	特定防衛施設周辺整備調整交付金 △ 9,237 再編関連訓練移転等交付金 9,237
				2 中学校費補助金	0	特定防衛施設周辺整備調整交付金 △ 12,919 再編関連訓練移転等交付金 12,919
計	2,556,083	0	2,556,083			

(款) 17 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負担金	2,155,519	45,577	2,201,096	7 社会福祉費負担金	45,577	障害者自立支援給付費負担金 25,902 障害者医療費負担金 7,524

(款) 17 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						障害児通所給付費負担金 12,151
計	2,166,505	45,577	2,212,082			

(款) 17 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県委託金	184,133	2,700	186,833	3 統計調査費委託金	2,700	国勢調査事務委託金
計	184,318	2,700	187,018			

(款) 18 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配当金	58,720	40,833	99,553	1 利子及び配当金	40,833	基金預金利子
計	66,367	40,833	107,200			

(款) 20 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,831,012	△ 216,029	1,614,983	1 基金繰入金	△ 216,029	財政調整基金 △ 214,987 地域振興基金 △ 16,439 観光振興基金 6,062 企業版ふるさと納税地方創生基金 9,335
計	1,831,012	△ 216,029	1,614,983			

(款) 22 諸収入

(項) 4 収益事業収入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 競艇収入	100,000	53,500	153,500	1 競艇収入	53,500	若松競艇事業収入
計	100,000	53,500	153,500			

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	247,342	107,242	354,584	1 諸雑入	107,242	清掃施設組合精算金 61,274 国県精算金 43,715 多面的機能支払交付金返還金(過年度) 379 新型コロナウイルスワクチン接種費負担金精算金 672

(款) 22 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						前年度後期高齢医療市町村療養給付費負担金返還金 1,202
計	247,342	107,242	354,584			

(款) 23 市債
(項) 1 市債

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 労働債	0	6,900	6,900	1 就労者総合福祉施設整備事業債	6,900	就労者総合福祉施設整備事業債
計	1,478,400	6,900	1,485,300			

3. 歳出
(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	252,240	342	252,582	0	0	0	342	2 給料	71	給料	
								3 職員手当等	34	地域手当	1
										管理職手当	2
										期末勤勉手当	31
								4 共済費	△107	職員共済費	
								12 委託料	344	速記委託料	
計	252,240	342	252,582	0	0	0	342				

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	901,819	83,053	984,872	0	0	79,032	4,021	1 報酬	4,201	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	△13,258	給料	△11,597
										会計年度任用職員給料	△1,661
								3 職員手当等	15,814	扶養手当	△167
										地域手当	△1,121
										管理職手当	△592
										期末勤勉手当	△5,924
										通勤手当	714
										住居手当	△61
										児童手当	340
		退職手当	23,960								

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										管理職員特別勤務手当	△7
										会計年度任用職員通勤手当	△142
										フルタイム会計年度任用職員期末勤勉手当	△1,144
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	△42
								4 共済費	△2,736	職員共済費	△2,010
										会計年度任用職員共済費	△726
								24 積立金	79,032	職員の退職手当基金積立金	7,697
										公共施設等整備保全基金積立金	16,212
										社会福祉基金積立金	1,271
		中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金積立金	53,852								
2 文書広報費	54,947	△20	54,927	0	0	0	△20	2 給料	85	給料	
								3 職員手当等	△59	扶養手当	△65
										地域手当	1
								期末勤勉手当	5		
								4 共済費	△46	職員共済費	
3 財産管理費	248,176	147	248,323	0	0	0	147	2 給料	13	給料	
								3 職員手当等	7	地域手当	1
										期末勤勉手当	6
								4 共済費	127	職員共済費	
4 電算管理費	547,791	5,613	553,404	0	0	0	5,613	2 給料	3,259	給料	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3 職員手当等	1,452	地域手当82 管理職手当1 期末勤勉手当1,345 通勤手当24
								4 共済費	902	職員共済費
5 企画費	439,208	17,257	456,465	0	0	0	17,257	2 給料	△931	給料
								3 職員手当等	△2,366	扶養手当△690 地域手当△41 期末勤勉手当△655 通勤手当△165 住居手当505 児童手当△1,320
								4 共済費	△446	職員共済費
								18 負担金、補助及び交付金	21,000	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金負担金
6 基地対策費	13,978	△119	13,859	0	0	0	△119	2 給料	△35	給料
								3 職員手当等	△40	地域手当△1 期末勤勉手当△15 住居手当△24
								4 共済費	△44	職員共済費
11 財政調整基金費	31,460	14,796	46,256	0	0	14,796	0	24 積立金	14,796	財政調整基金積立金12,063 減債基金積立金2,733

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
13 地域情報通信費	163,607	△387	163,220	0	0	0	△387	2 給料	△183	給料	
								3 職員手当等	△146	扶養手当	138
										地域手当	△1
										期末勤勉手当	△489
通勤手当	26										
児童手当	180										
4 共済費	△58	職員共済費									
14 人権推進費	61,238	8,294	69,532	0	0	0	8,294	2 給料	4,659	給料	
								3 職員手当等	2,161	地域手当	117
										期末勤勉手当	1,696
										通勤手当	24
住居手当	324										
4 共済費	1,474	職員共済費									
15 男女共同参画費	16,148	△1,453	14,695	0	0	0	△1,453	2 給料	△531	給料	
								3 職員手当等	△678	地域手当	△13
										期末勤勉手当	△668
										住居手当	3
4 共済費	△244	職員共済費									
16 防災諸費	29,931	383	30,314	0	0	383	0	24 積立金	383	災害対策基金積立金	325
										防災基金積立金	58
17 債権管理費	17,278	△24	17,254	0	0	0	△24	2 給料	28	給料	
								3 職員手当等	13	地域手当	1
										期末勤勉手当	12
4 共済費	△65	職員共済費									

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,538,386	127,540	2,665,926	0	0	94,211	33,329			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	592, 596	4, 889	597, 485	0	0	0	4, 889	2 給料	337	給料	
								3 職員手当等	1, 942	扶養手当	1, 163
										地域手当	38
										管理職手当	2
										期末勤勉手当	△399
										通勤手当	42
										住居手当	△334
児童手当	1, 430										
4 共済費	574	職員共済費									
13 使用料及び賃借料	2, 036	地方税電子申告支援システムASP型審査システム使用料	132								
		クラウドサービス利用料	996								
		クラウドサービス利用料（再利用分）									
			908								
計	680, 156	4, 889	685, 045	0	0	0	4, 889				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	278,313	5,639	283,952	0	0	0	5,639	2 給料	△1,272	給料	
								3 職員手当等	78	扶養手当	423
										地域手当	△21
										管理職手当	△6
										期末勤勉手当	△1,049
										通勤手当	230
								4 共済費	959	住居手当	321
児童手当	180										
職員共済費	648										
12 委託料	5,874	会計年度任用職員共済費	311								
		コンビニ交付証明サービス機器更改業務委託料									
計	280,852	5,639	286,491	0	0	0	5,639				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 選挙管理委員会費	29,672	350	30,022	0	0	0	350	2 給料	9	給料
								3 職員手当等	4	期末勤勉手当
								4 共済費	337	職員共済費
計	99,806	350	100,156	0	0	0	350			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 指定統計調査費	39,440	541	39,981	2,700	0	0	△2,159	1 報酬	5,181	各種指定統計調査員報酬
								11 役務費	△4,640	通信運搬費
計	39,573	541	40,114	2,700	0	0	△2,159			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 監査委員費	30,089	△18	30,071	0	0	0	△18	2 給料	32	給料
								3 職員手当等	14	期末勤勉手当
								4 共済費	△64	職員共済費
計	30,089	△18	30,071	0	0	0	△18			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	467,853	△2,094	465,759	0	0	0	△2,094	2 給料	△1,395	給料	
								3 職員手当等	△402	扶養手当 地域手当 管理職手当	△36 △37 △38

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									期末勤勉手当△761 通勤手当△190 住居手当660	
								4 共済費△297	職員共済費	
2 障害者福祉費	3,604,559	183,349	3,787,908	137,238	0	0	46,111	11 役務費358	手数料	
								19 扶助費182,991	更生医療給付費28,988	
									特別障害者手当等給付費677	
									訓練等給付費80,042	
									介護給付費23,567	
									障害児通所給付費46,901	
									療養介護医療費1,111	
									やむを得ない事由による措置費1,705	
3 国民年金事務費	27,696	△96	27,600	0	0	0	△96	2 給料△15	給料	
								3 職員手当等△53	期末勤勉手当△108	
									通勤手当31	
									住居手当24	
								4 共済費△28	職員共済費	
計	4,100,108	181,159	4,281,267	137,238	0	0	43,921			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
1 児童福祉総務費	1,506,323	△2,546	1,503,777	0	0	△792	△1,754	2 給料	△696	給料△1,582 会計年度任用職員給料886		
								3 職員手当等	△1,455	扶養手当△69 地域手当△41 管理職手当1 期末勤勉手当△1,405 通勤手当139 児童手当△120 会計年度任用職員通勤手当17 フルタイム会計年度任用職員地域手当23		
										4 共済費	△395	職員共済費△526 会計年度任用職員共済費131
										2 給料	△5,436	給料
										3 職員手当等	△2,217	扶養手当396 地域手当△126 期末勤勉手当△2,554 通勤手当△53 児童手当120
												4 共済費
5 子育て支援費	502,985	△8,945	494,040	0	0	0	△8,945	2 給料	△5,436			給料
3 職員手当等	△2,217	扶養手当396 地域手当△126 期末勤勉手当△2,554 通勤手当△53 児童手当120										
		4 共済費	△1,292	職員共済費								
		計	7,133,608	△11,491	7,122,117	0	0	△792	△10,699			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国県支出金	地方債	その他						
1 生活保護総務費	191,272	3,204	194,476	0	0	0	3,204	2 給料	882	給料 904 会計年度任用職員給料 △22		
								3 職員手当等	1,468	扶養手当 246 地域手当 29 期末勤勉手当 97 通勤手当 233 住居手当 324 児童手当 540 フルタイム会計年度任用職員地域手当 △1		
										4 共済費	854	職員共済費 850 会計年度任用職員共済費 4
計	2,807,646	3,204	2,810,850	0	0	0	3,204					

(款) 3 民生費

(項) 4 老人福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 老人福祉費	2,295,880	△4,329	2,291,551	0	0	0	△4,329	2 給料	△1,100	給料	
								3 職員手当等	△2,550	扶養手当	△756
										地域手当	△57
										管理職手当	△422
										期末勤勉手当	△847

(款) 3 民生費

(項) 4 老人福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									通勤手当49	
									住居手当△31	
									児童手当△480	
									管理職員特別勤務手当△6	
							4 共済費	△679	職員共済費	
計	2,301,166	△4,329	2,296,837	0	0	0	△4,329			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	37,297	△7,447	29,850	0	0	0	△7,447	2 給料	△3,672	給料	
								3 職員手当等	△2,626	扶養手当	△83
										地域手当	△94
										期末勤勉手当	△2,503
								通勤手当	△25		
								住居手当	199		
								児童手当	△120		
								4 共済費	△1,149	職員共済費	
2 保健指導費	186,339	△4,839	181,500	0	0	0	△4,839	2 給料	△2,409	給料	
								3 職員手当等	△1,555	扶養手当	△276
										地域手当	△67
								期末勤勉手当	△1,200		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									通勤手当△18	
									住居手当246	
									児童手当△240	
								4 共済費	△875職員共済費	
計	768,876	△12,286	756,590	0	0	0	△12,286			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	1, 025, 517	△17, 894	1, 007, 623	0	0	0	△17, 894	2 給料	△8, 939	給料	
								3 職員手当等	△6, 240	扶養手当	△516
										地域手当	△253
										管理職手当	△650
								期末勤勉手当	△4, 036		
								通勤手当	△180		
								住居手当	△597		
								管理職員特別勤務手当	△8		
								4 共済費	△2, 715	職員共済費	
計	1, 999, 376	△17, 894	1, 981, 482	0	0	0	△17, 894				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 労働福祉費	18,914	7,231	26,145	0	6,900	0	331	12 委託料	7,231	設計等委託料
計	18,914	7,231	26,145	0	6,900	0	331			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	42,923	3,068	45,991	0	0	0	3,068	2 給料	1,337	給料	
								3 職員手当等	1,292	扶養手当	141
										地域手当	37
										管理職手当	1
								期末勤勉手当	694		
								通勤手当	△85		
								住居手当	324		
								児童手当	180		
								4 共済費	439	職員共済費	
2 農業総務費	67,374	△9,881	57,493	0	0	0	△9,881	2 給料	△5,616	給料	
								3 職員手当等	△2,471	扶養手当	216
										地域手当	△135
										管理職手当	1
								期末勤勉手当	△2,436		
								通勤手当	△73		
								住居手当	△624		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童手当 580	
								4 共済費	△1,794	職員共済費	
3 農業振興費	81,655	△9	81,646	0	0	0	△9	4 共済費	△9	会計年度任用職員共済費	
5 農地費	323,732	△4,176	319,556	0	0	0	△4,176	2 給料	△1,643	給料	
								3 職員手当等	△1,805	扶養手当	△253
										地域手当	△47
										期末勤勉手当	△1,236
										通勤手当	△47
								住居手当	△12		
								児童手当	△210		
								4 共済費	△728	職員共済費	
6 地籍調査費	28,247	2	28,249	0	0	0	2	2 給料	3	給料	
								3 職員手当等	1	期末勤勉手当	
								4 共済費	△2	職員共済費	
計	745,983	△10,996	734,987	0	0	0	△10,996				

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 水産業総務費	24,411	3,365	27,776	0	0	0	3,365	2 給料	1,254	給料	
								3 職員手当等	1,221	扶養手当	435
										地域手当	42
										期末勤勉手当	120
								住居手当	24		
								児童手当	600		
								4 共済費	890	職員共済費	
計	118,981	3,365	122,346	0	0	0	3,365				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 商工総務費	68,187	△9,403	58,784	0	0	0	△9,403	2 給料	△3,501	給料	
								3 職員手当等	△4,496	扶養手当	△747
										地域手当	△106
										管理職手当	10
								期末勤勉手当	△2,841		
								通勤手当	217		
								住居手当	△264		
								児童手当	△765		
								4 共済費	△1,406	職員共済費	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6 企業立地対策費	39,854	△310	39,544	0	0	0	△310	2 給料	25	給料	
								3 職員手当等	△268	扶養手当	△198
										地域手当	△4
										管理職手当	1
								期末勤勉手当	△67		
								4 共済費	△67	職員共済費	
計	256,328	△9,713	246,615	0	0	0	△9,713				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	67,940	9,072	77,012	0	0	0	9,072	2 給料	4,710	給料	
								3 職員手当等	2,776	扶養手当	315
										地域手当	125
										管理職手当	1
										期末勤勉手当	2,170
								通勤手当	△27		
										住居手当	12
										児童手当	180
								4 共済費	1,586	職員共済費	
計	67,940	9,072	77,012	0	0	0	9,072				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 道路新設改良費	431,870	△1,308	430,562	0	0	0	△1,308	2 給料	△941	給料	
								3 職員手当等	239	扶養手当	534
										地域手当	△10
										期末勤勉手当	△185
								通勤手当	320		
								住居手当	△300		
								児童手当	△120		
								4 共済費	△606	職員共済費	
3 基地周辺道路新設改良費	180,235	△8,238	171,997	0	0	0	△8,238	2 給料	△4,090	給料	
								3 職員手当等	△2,644	扶養手当	△210
										地域手当	△107
										期末勤勉手当	△2,195
								通勤手当	△24		
								住居手当	△48		
								児童手当	△60		
								4 共済費	△1,504	職員共済費	
計	793,510	△9,546	783,964	0	0	0	△9,546				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画総務費	81,223	225	81,448	0	0	0	225	2 給料	108	給料	
								3 職員手当等	47	地域手当 期末勤勉手当	2 45
								4 共済費	70	職員共済費	
計	636,320	225	636,545	0	0	0	225				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 住宅総務費	98,530	△433	98,097	0	0	0	△433	2 給料	△278	給料	
								3 職員手当等	△6	扶養手当	310
										地域手当	1
										管理職手当	1
								期末勤勉手当	△44		
								通勤手当	△117		
								住居手当	△377		
								児童手当	220		
								4 共済費	△149	職員共済費	
計	377,276	△433	376,843	0	0	0	△433				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	1,158,666	1,070	1,159,736	0	0	0	1,070	2 給料	△1,245	給料	
								3 職員手当等	1,141	扶養手当	966
										地域手当	△22
										管理職手当	△575
								期末勤勉手当	△1,458		
								通勤手当	194		
								住居手当	751		
								児童手当	1,230		
								管理職員特別勤務手当	55		
								4 共済費	1,174	職員共済費	
計	1,261,763	1,070	1,262,833	0	0	0	1,070				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	139,302	△8,405	130,897	0	0	0	△8,405	2 給料	△4,745	給料	
								3 職員手当等	△2,109	扶養手当	240
										地域手当	△308
										管理職手当	2
										期末勤勉手当	△2,075
										通勤手当	△9
										住居手当	41

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4 共済費	△1,551	職員共済費
3 教育指導費	293,648	△9,270	284,378	0	0	122	△9,392	2 給料	△4,034	給料 △57 会計年度任用職員給料 △3,977
								3 職員手当等	△2,965	扶養手当 △218 地域手当 △7 期末勤勉手当 △64 通勤手当 △21 児童手当 △185 会計年度任用職員通勤手当 △4 フルタイム会計年度任用職員期末勤勉手当 △2,366 フルタイム会計年度任用職員地域手当 △100
								4 共済費	△2,393	職員共済費 △763 会計年度任用職員共済費 △1,630
								24 積立金	122	こども教育基金積立金 17 学校教育振興基金積立金 105
計	496,706	△17,675	479,031	0	0	122	△17,797			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	367,228	8,328	375,556	0	0	0	8,328	10 需用費	1,793	光熱水費	
								14 工事請負費	2,177	搬入設置設定費 空調設置工事	215 1,962
								17 備品購入費	4,358	学校用備品	
計	551,437	8,328	559,765	0	0	0	8,328				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	356, 043	7, 916	363, 959	0	0	0	7, 916	14 工事請負費	1, 429	搬入設置設定費 429 空調設置工事 1, 000
								17 備品購入費	6, 487	学校用備品
計	488, 741	7, 916	496, 657	0	0	0	7, 916			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	139,400	△5,159	134,241	0	0	0	△5,159	2 給料	△2,728	給料	
								3 職員手当等	△1,558	扶養手当	△396
										地域手当	△78
										期末勤勉手当	△1,221
通勤手当	△67										
								住居手当	324		
								児童手当	△120		
								4 共済費	△873	職員共済費	
3 文化振興費	194,356	△3,746	190,610	0	0	0	△3,746	2 給料	△2,713	給料	299
										会計年度任用職員給料	△3,012
								3 職員手当等	△569	扶養手当	225
										地域手当	13
										管理職手当	1
										期末勤勉手当	37
										通勤手当	106
										住居手当	9
										児童手当	300
										フルタイム会計年度任用職員期末勤勉手当	△1,184
フルタイム会計年度任用職員地域手当	△76										
4 共済費	△464	職員共済費	310								
		会計年度任用職員共済費	△774								
計	794,977	△8,905	786,072	0	0	0	△8,905				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育総務費	67,303	△4,057	63,246	0	0	0	△4,057	2 給料	△936	給料	
								3 職員手当等	△2,602	扶養手当	△190
										地域手当	△29
										管理職手当	△31
								期末勤勉手当	△1,336		
								通勤手当	△153		
								住居手当	△323		
								児童手当	△540		
								4 共済費	△519	職員共済費	
3 学校給食費	833,110	5,490	838,600	0	0	0	5,490	2 給料	1,693	給料	
								3 職員手当等	254	扶養手当	△139
										地域手当	39
										期末勤勉手当	154
										通勤手当	68
										住居手当	△48
4 共済費	△189	職員共済費	△235								
		会計年度任用職員共済費	46								
		10 需用費	2,593	光熱水費							
		14 工事請負費	463	インターネット回線配線工事							
		17 備品購入費	676	防災食育センター備品							
計	1,154,916	1,433	1,156,349	0	0	0	1,433				

(款) 13 諸支出金

(項) 1 繰出金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 繰出金	1,735,727	△10,556	1,725,171	0	0	0	△10,556	18 負担金、 補助及び 交付金	513	水道事業会計負担金 下水道事業会計補助金	528 △15
								27 繰出金	△11,069	国民健康保険特別会計 介護認定特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	△7,403 34 17 △3,717
計	1,735,727	△10,556	1,725,171	0	0	0	△10,556				

(款) 13 諸支出金

(項) 2 諸費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 国県支出金 返納金	1,218	144,494	145,712	0	0	285	144,209	22 償還金、 利子及び 割引料	144,494	国県支出金返納金
計	39,318	144,494	183,812	0	0	285	144,209			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2	———	18,756	6,202	19,700	44,658	4,787	49,445	
	議 員	20	101,952	———	33,708	———	135,660	27,376	163,036	
	その他	1,825	101,994	7,812	2,583	———	112,389	759	113,148	
	計	1,847	203,946	26,568	42,493	19,700	292,707	32,922	325,629	
補 正 前	長 等	2	———	18,756	6,265	19,700	44,721	4,965	49,686	
	議 員	20	101,952	———	33,708	———	135,660	27,376	163,036	
	その他	1,825	96,813	7,812	2,610	———	107,235	840	108,075	
	計	1,847	198,765	26,568	42,583	19,700	287,616	33,181	320,797	
比 較	長 等	0	———	0	△ 63	———	△ 63	△ 178	△ 241	
	議 員	0	0	———	0	———	0	0	0	
	その他	0	5,181	0	△ 27	———	5,154	△ 81	5,073	
	計	0	5,181	0	△ 90	0	5,091	△ 259	4,832	
備 考		市 長	855,000円 (平成17年4月1日改定)							
		副市長	708,000円 (平成17年4月1日改定)							
		議 長	508,000円 (平成10年12月1日改定)							
		副議長	446,000円 (平成10年12月1日改定)							
		議 員	419,000円 (平成10年12月1日改定)							
		教育長	651,000円 (平成17年4月1日改定)							

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(460) 472	714,560	1,831,365	1,275,156	3,821,081	763,639	4,584,720	
補正前	(450) 473	710,359	1,885,202	1,288,968	3,884,529	777,488	4,662,017	
比 較	(10) △ 1	4,201	△ 53,837	△ 13,812	△ 63,448	△ 13,849	△ 77,297	

注 ()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	62,491	48,698	124,899	37,594	7,986	905,394	20,679	42,950	23,960	505	1,275,156
	補正前	61,752	51,091	124,899	39,884	7,986	941,338	19,645	41,902	0	471	1,288,968
	比 較	739	△ 2,393	0	△ 2,290	0	△ 35,944	1,034	1,048	23,960	34	△ 13,812

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 457	——	1,793,010	1,141,635	2,934,645	602,099	3,536,744	
補正前	(4) 458	——	1,839,061	1,150,428	2,989,489	613,301	3,602,790	
比 較	(1) △ 1	——	△ 46,051	△ 8,793	△ 54,844	△ 11,202	△ 66,046	

注 ()内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	62,491	47,736	124,341	37,594	7,986	773,924	20,148	42,950	23,960	505	1,141,635
	補正前	61,752	49,933	124,341	39,884	7,986	805,174	18,985	41,902	0	471	1,150,428
	比 較	739	△ 2,197	0	△ 2,290	0	△ 31,250	1,163	1,048	23,960	34	△ 8,793

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(455) 15	714,560	38,355	133,521	886,436	161,540	1,047,976	
補正前	(446) 15	710,359	46,141	138,540	895,040	164,187	1,059,227	
比 較	(9) 0	4,201	△ 7,786	△ 5,019	△ 8,604	△ 2,647	△ 11,251	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	—	962	558	—	—	131,470	531	—	—	—	133,521
	補正前	—	1,158	558	—	—	136,164	660	—	—	—	138,540
	比 較	—	△ 196	0	—	—	△ 4,694	△ 129	—	—	—	△ 5,019

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 53,837	給料改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	1,712	昇格・昇給	
		その他の増減分	△ 55,549	異動、会計年度任用職員増減等	
職 員 手 当	△ 13,812	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 13,812	退職手当の増、異動、会計年度任用職員増減等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア．職員1人当たりの給与

区	分	一般行政職	消防職	技能労務職
令和7年11月1日現在	平均給料月額 (円)	327,350	326,707	296,201
	平均給与月額 (円)	365,074	370,030	329,739
	平均年齢 (歳)	41.33	38.54	41.33
令和7年4月1日現在	平均給料月額 (円)	337,106	332,674	298,529
	平均給与月額 (円)	374,899	375,632	333,977
	平均年齢 (歳)	41.14	39.16	41.00

イ．初任給

区分	一般行政職	消防職	技能労務職	国の制度		
	(円)	(円)	(円)	一般行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)
高校卒	1－9 194,500	1－5 221,200	1－5 192,500	1－5 188,000	1－1 211,600	1－1 185,700
大学卒	1－29 225,600	1－25 257,900		1－25 220,000	1－21 251,800	

ウ．級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職		消 防 職		技 能 労 務 職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	8 級	(0)	(0.0)				
		0	0.0				
	7 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
		9	2.6	0	0.0		
	6 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
		37	10.9	0	0.0		
	5 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		54	15.9	2	2.6	2	5.0
	4 級	(3)	(100.0)	(1)	(100.0)	(1)	(100.0)
		95	27.9	29	38.2	23	57.5
令和7年4月1日現在	8 級	(0)	(0.0)				
		0	0.0				
	7 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
		9	2.7	0	0.0		
	6 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
		39	11.5	1	1.3		
	5 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		52	15.3	3	3.9	3	7.3
	4 級	(3)	(100.0)	(0)	(0.0)	(1)	(100.0)
		93	27.5	30	39.0	23	53.7
令和7年4月1日現在	3 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		98	28.9	27	35.0	9	21.9
	2 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		33	9.7	8	10.4	2	4.9
	1 級	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		15	4.4	8	10.4	5	12.2
	計	(3)	(100.0)	(0)	(0.0)	(1)	(100.0)
		339	100.0	77	100.0	42	100.0

(一般行政職級別の基準となる職務)

8	級	困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
7	級	部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
6	級	部次長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
5	級	課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 課長補佐又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
4	級	係長の職務 主任主査の職務 主査の職務
3	級	主任の職務
2	級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
1	級	主事又は技師の職務

エ．昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一 般 行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
補 正 後	職 員 数 【 A 】 (人)	456	341	76	39
	昇給に係る職員数【 B 】(人)	423	313	71	39
	昇給数別内訳	1号給 (人)	4	—	—
		2号給 (人)	10	5	2
		3号給 (人)	16	—	—
		4号給 (人)	54	64	34
		5号給 (人)	210	—	—
		6号給 (人)	—	—	—
		7号給 (人)	1	—	—
		8号給 (人)	4	2	3
		9号給 (人)	14	—	—
	比 率 【 B 】 / 【 A 】 %	92.8	91.8	93.4	100.0
区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一 般 行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
補 正 前	職 員 数 【 A 】 (人)	457	339	77	41
	昇給に係る職員数【 B 】(人)	436	323	72	41
	昇給数別内訳	1号給 (人)	2	—	—
		2号給 (人)	18	6	—
		3号給 (人)	7	—	—
		4号給 (人)	283	66	37
		5号給 (人)	0	—	—
		6号給 (人)	—	—	—
		7号給 (人)	—	—	—
		8号給 (人)	13	—	4
		9号給 (人)	0	—	—
	比 率 【 B 】 / 【 A 】 %	95.4	95.3	93.5	100.0

オ．期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(2.40)}{4.60}$	有	
前 年 度	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(2.40)}{4.60}$	有	
国 の 制 度	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(1.200)}{2.300}$	$\frac{(2.40)}{4.60}$	有	

カ．定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
本 市 の 支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 加算有	
国 の 支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 加算有	

キ．地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率 (%)	2.5
支給対象職員数 (人)	462
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	2.0

ク．特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率(%)	0.45	0.09	1.56	1.54
支給対象職員数の比率(%) (令和7年11月1日現在)	24.0	5.9	75.0	82.1
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収員手当、社会福祉業務に従事する査察指導員及び地区担当員手当、作業員手当、救急業務手当			

ケ．その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 訳
扶 養 手 当	異 な る	<配偶者に係る手当月額> 国:行(一)8級相当 0円 本市:行(一)8級相当 3,000円 <子、配偶者以外の扶養親族> 国:行(一)8級相当 3,500円 本市:行(一)8級相当 6,500円
住 居 手 当	異 な る	国:自宅にかかる住居手当支給なし 借家に係る手当上限28,000円 本市:自宅にかかる住居手当月額2,000円支給 借家に係る手当上限27,000円
通 勤 手 当	異 な る	片道5km以上の通勤用具使用者に対する手当月額 国:4,200円～31,600円 本市:4,100円～24,500円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
第6次総合計画中間見直し支援業務委託料	9,097	—	—	令和8年度	9,097				9,097
総合福祉センター指定管理料	222,160	—	—	令和8年度～令和12年度	222,160				222,160
行橋市老人いこいの家指定管理料	15,177	—	—	令和8年度～令和12年度	15,177				15,177
サンワークゆくはし指定管理料	69,438	—	—	令和8年度～令和10年度	69,438				69,438
行橋総合公園指定管理料	140,200	—	—	令和8年度～令和12年度	140,200				140,200
小学校授業支援ソフト使用料	4,834	—	—	令和8年度	4,834				4,834
小学校クラウド版校務支援システムライセンス料	29,304	—	—	令和8年度	29,304				29,304
中学校授業支援ソフト使用料	2,344	—	—	令和8年度	2,344				2,344
中学校クラウド版校務支援システムライセンス料	15,984	—	—	令和8年度	15,984				15,984
宿泊型研修施設指定管理料	170,020	—	—	令和8年度～令和12年度	170,020				170,020
学習等供用施設指定管理料	7,150	—	—	令和8年度～令和12年度	7,150				7,150
複合文化施設指定管理料	272,889	—	—	令和8年度～令和12年度	272,889				272,889
旧百三十銀行指定管理料	32,756	—	—	令和8年度～令和12年度	32,756				32,756
椿市地域交流センター指定管理料	89,100	—	—	令和8年度～令和12年度	89,100				89,100
行橋市体育施設指定管理料	253,410	—	—	令和8年度～令和12年度	253,410				253,410

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 公共事業等債	2,786,406	2,752,371	360,000	240,923	2,871,448
2 一般単独事業債	797,434	829,103	165,800	107,255	887,648
3 公営住宅整備事業債	950,555	850,392	39,800	93,088	797,104
4 学校教育施設等整備事業債	1,812,033	1,602,789	23,800	273,599	1,352,990
5 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	493,653	504,417	99,200	36,432	567,185
6 一般補助施設整備等事業債	254,772	250,852	203,700	23,014	431,538
7 全国防災事業債	68,214	46,675		21,575	25,100
8 災害復旧事業債	68,436	64,655	44,200	10,818	98,037
9 一般廃棄物処理事業債	289,219	411,957	41,700	22,708	430,949
10 緊急防災・減災事業債	311,235	329,041	637,700	55,019	911,722
11 緊急自然災害防止対策事業債	48,921	64,860	42,400	2,192	105,068
12 緊急浚渫推進事業	61,197	123,340	24,200	5,232	142,308
13 財源対策債	2,033,503	2,023,975		171,589	1,852,386
14 減税補填債	20,137	8,624		6,619	2,005
15 減収補填債	58,260	54,850		3,413	51,437
16 臨時財政対策債	8,910,850	8,100,175		830,849	7,269,326
17 都道府県貸付債	41,748	33,142	3,500	8,605	28,037
18 その他(一般会計出資債)	805,057	763,522	29,700	52,183	741,039
計	19,811,630	18,814,740	1,715,700	1,965,113	18,565,327

議案第 89 号

令和 7 年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算について

令和 7 年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和 7 年 11 月 25 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市国民健康保険特別会計補正予算（第2次）（案）

令和7年度 行橋市国民健康保険特別会計補正予算（第2次）

令和7年度行橋市の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額6,615,169千円に歳入歳出それぞれ385,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,001,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 県支出金		4,617,006	393,314	5,010,320
	1 県補助金	4,617,006	393,314	5,010,320
5 繰入金		731,597	△7,403	724,194
	1 他会計繰入金	731,597	△7,403	724,194
歳入	合 計	6,615,169	385,911	7,001,080

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		133,623	△7,403	126,220
	1 総務管理費	101,282	△3,825	97,457
	2 徴税費	32,037	△3,578	28,459
2 保険給付費		4,610,419	393,314	5,003,733
	1 療養諸費	3,976,647	333,355	4,310,002
	2 高額療養費	604,301	59,959	664,260
歳 出	合 計	6,615,169	385,911	7,001,080

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

1. 総括

(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	133,623	△7,403	126,220	0	0	0	△7,403
2 保険給付費	4,610,419	393,314	5,003,733	393,314	0	0	0
歳 出 合 計	6,615,169	385,911	7,001,080	393,314	0	0	△7,403

2. 歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	4,616,395	393,314	5,009,709	1 普通交付金	393,314	普通交付金
計	4,617,006	393,314	5,010,320			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	731,597	△ 7,403	724,194	3 国民健康保険 職員給与費等 繰入金	△ 7,403	国民健康保険職員給与費等繰入金
計	731,597	△ 7,403	724,194			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	80,710	△3,825	76,885	0	0	0	△3,825	2 給料	△1,905	給料	
								3 職員手当 等	△1,382	扶養手当	427
										地域手当	△37
										期末勤勉手当	△1,257
										通勤手当	102
										住居手当	△737
								児童手当	120		
4 共済費	△538	職員共済費									
計	101,282	△3,825	97,457	0	0	0	△3,825				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費 (単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 徴税管理費	32,037	△3,578	28,459	0	0	0	△3,578	2 給料	△2,014	給料	
								3 職員手当等	△1,161	地域手当	△51
										期末勤勉手当	△1,086
										通勤手当	△152
								住居手当	128		
								4 共済費	△403	職員共済費	
計	32,037	△3,578	28,459	0	0	0	△3,578				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者療養給付費	3,931,503	333,355	4,264,858	333,355	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	333,355	療養給付費保険者負担金
計	3,976,647	333,355	4,310,002	333,355	0	0	0			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者高額療養費	603,801	59,959	663,760	59,959	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	59,959	高額療養費
計	604,301	59,959	664,260	59,959	0	0	0			

給 与 費 明 細 書

２．一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 12	10,051	41,276	25,420	76,747	15,620	92,367	
補正前	(6) 12	10,051	45,195	28,083	83,329	16,561	99,890	
比 較	(0) 0	0	△ 3,919	△ 2,663	△ 6,582	△ 941	△ 7,523	

注（ ）内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	703	1,065	3,152	598	113	18,618	483	681	0	7	25,420
	補正前	276	1,153	3,152	598	113	20,961	533	1,290	0	7	28,083
	比 較	427	△ 88	0	0	0	△ 2,343	△ 50	△ 609	0	0	△ 2,663

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 12	――	41,276	23,700	64,976	13,374	78,350	
補正前	(0) 12	――	45,195	26,363	71,558	14,315	85,873	
比 較	(0) 0	――	△ 3,919	△ 2,663	△ 6,582	△ 941	△ 7,523	

注（ ）内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	703	1,065	3,152	598	113	16,898	483	681	0	7	23,700
	補正前	276	1,153	3,152	598	113	19,241	533	1,290	0	7	26,363
	比 較	427	△ 88	0	0	0	△ 2,343	△ 50	△ 609	0	0	△ 2,663

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6)	10,051	0	1,720	11,771	2,246	14,017	
補正前	(6)	10,051	0	1,720	11,771	2,246	14,017	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	管理職手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	合 計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	—	—	—	—	—	1,720	—	—	—	—	1,720
	補正前	—	—	—	—	—	1,720	—	—	—	—	1,720
	比 較	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 3,919	給料改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	△ 3,919	人事異動等による
職 員 手 当	△ 2,663	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	△ 2,663	人事異動等による

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職
令和7年11月1日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	295,644
	平 均 給 与 月 額 (円)	322,369
	平 均 年 齢 (歳)	37.17
令和7年4月1日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	313,850
	平 均 給 与 月 額 (円)	340,569
	平 均 年 齢 (歳)	36.80

イ. 初任給

一般会計の例による

ウ. 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年11月1日 現 在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	1	8.3
	5 級	1	8.3
	4 級	3	25.0
	3 級	4	33.3
	2 級	1	8.3
	1 級	2	16.8
	計	12	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年4月1日 現 在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	1	8.3
	5 級	1	8.3
	4 級	4	33.3
	3 級	2	16.7
	2 級	3	25.0
	1 級	1	8.3
	計	12	100.0

(一般行政職級別の基準となる職務)

一般会計の例による

エ. 昇給

区 分			一 般 行 政 職
補 正 後	職員数 【A】 (人)		12
	昇給に係る職員数 【B】 (人)		12
	昇給数別内訳	1号給 (人)	0
		2号給 (人)	0
		4号給 (人)	3
		5号給 (人)	6
		6号給 (人)	0
		8号給 (人)	2
		9号給 (人)	1
	比率 【B】／【A】 %		100.0
補 正 前	職員数 【A】 (人)		12
	昇給に係る職員数 【B】 (人)		11
	昇給数別内訳	1号給 (人)	0
		2号給 (人)	0
		4号給 (人)	10
		6号給 (人)	0
		8号給 (人)	1
	比率 【B】／【A】 %		91.7

オ. 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ. 地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率(%)	2.5
支給対象職員数(人)	12
国の指定基準に基づく支給率(%)	2

ク. その他の手当

一般会計の例による

議案第90号

令和7年度行橋市・荻田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算について

令和7年度行橋市・荻田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算（第2次）（案）

令和7年度 行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算（第2次）

令和7年度行橋市・苅田町・みやこ町の介護認定特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額 41, 901千円に歳入歳出それぞれ 44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41, 945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年11月25日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		16,701	10	16,711
	1 負担金	16,701	10	16,711
3 繰入金		21,518	34	21,552
	1 一般会計繰入金	21,518	34	21,552
歳 入	合 計	41,901	44	41,945

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 介護認定費		37,843	44	37,887
	1 介護認定費	37,843	44	37,887
歳	出 合 計	41,901	44	41,945

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	16,701	10	16,711
3 繰入金	21,518	34	21,552
歳 入 合 計	41,901	44	41,945

1. 総括

(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 介護認定費	37,843	44	37,887	0	0	10	34
歳 出 合 計	41,901	44	41,945	0	0	10	34

2. 歳入
(款) 1 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護認定費負担金	16,701	10	16,711	1 介護認定費負担金	10	菟田町負担金 5 みやこ町負担金 5
計	16,701	10	16,711			

(款) 3 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	21,518	34	21,552	1 一般会計繰入金	34	一般会計繰入金
計	21,518	34	21,552			

3. 歳出

(款) 1 介護認定費

(項) 1 介護認定費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護認定費	37,843	44	37,887	0	0	10	34	4 共済費	44	職員共済費
計	37,843	44	37,887	0	0	10	34			

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2) 1	6,069	3,026	2,382	11,477	2,910	14,387	
補 正 前	(2) 1	6,069	3,026	2,382	11,477	2,866	14,343	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	44	44	

注 ()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	0	76	69	0	0	2,187	50	0	0	0	2,382
	補正前	0	76	69	0	0	2,187	50	0	0	0	2,382
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 1	———	3,026	1,384	4,410	907	5,317	
補 正 前	(0) 1	———	3,026	1,384	4,410	863	5,273	
比 較	(0) 0	———	0	0	0	44	44	

注 ()内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	0	76	69	0	0	1,189	50	0	0	0	1,384
	補正前	0	76	69	0	0	1,189	50	0	0	0	1,384
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2) 0	6,069	0	998	7,067	2,003	9,070	
補 正 前	(2) 0	6,069	0	998	7,067	2,003	9,070	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	—	—	0	—	—	998	0	—	—	—	998
	補正前	—	—	0	—	—	998	0	—	—	—	998
	比 較	—	—	0	—	—	0	0	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給料改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たりの給与

区	分	一 般 行 政 職
令和 7 年 1 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	252,100
	平均給与月額 (円)	262,502
	平均年齢 (歳)	28
令和 7 年 4 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	252,100
	平均給与月額 (円)	262,502
	平均年齢 (歳)	28

イ 初任給

一般会計の例による

ウ 級別職員数

区	分	級	一 般 行 政 職	
			職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和 7 年 1 1 月 1 日現在		8 級		
		7 級		
		6 級		
		5 級		
		4 級		
		3 級		
		2 級	1	100
		1 級		
		計	1	100
令和 7 年 4 月 1 日現在		8 級		
		7 級		
		6 級		
		5 級		
		4 級		
		3 級		
		2 級	1	100
		1 級		
		計	1	100

(一般行政職級別の基準となる職務)

一般会計の例による

エ 昇給

区 分			一 般 行 政 職
補 正 後	職 員 数 【A】（人）		1
	昇給に係る職員数【B】（人）		1
	昇給数別内訳	2号給（人）	—
		4号給（人）	1
		6号給（人）	—
		8号給（人）	—
	比 率 【B】／【A】 %		100
補 正 前	職 員 数 【A】（人）		1
	昇給に係る職員数【B】（人）		1
	昇給数別内訳	2号給（人）	—
		4号給（人）	1
		6号給（人）	—
		8号給（人）	—
	比 率 【B】／【A】 %		100

オ 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ その他の手当

一般会計の例による

議案第91号

令和7年度行橋市介護保険特別会計補正予算について

令和7年度行橋市介護保険特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度行橋市介護保険特別会計補正予算(第2次)(案)

令和7年度行橋市介護保険特別会計補正予算(第2次)

令和7年度行橋市の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額6,732,724千円に歳入歳出それぞれ105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,732,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工藤政宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		1,510,768	34	1,510,802
	2 国庫補助金	447,314	34	447,348
5 支払基金交付金		1,668,536	37	1,668,573
	1 支払基金交付金	1,668,536	37	1,668,573
6 県支出金		897,051	17	897,068
	1 県負担金	897,051	17	897,068
8 繰入金		970,724	17	970,741
	1 他会計繰入金	970,724	17	970,741
歳入合計		6,732,724	105	6,732,829

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 事業費		303,148	137	303,285
	1 地域支援事業費	303,148	137	303,285
5 基金積立金		161,433	△32	161,401
	1 基金積立金	161,433	△32	161,401
歳 出 合 計		6,732,724	105	6,732,829

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

1. 総括

(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 事業費	303,148	137	303,285	51	0	37	49
5 基金積立金	161,433	△32	161,401	0	0	0	△32
歳 出 合 計	6,732,724	105	6,732,829	51	0	37	17

2. 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金	80,532	34	80,566	1 地域支援事業 交付金	34	介護予防・日常生活支援総合事業交付金
計	447,314	34	447,348			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業支援交 付金	73,260	37	73,297	1 地域支援事業 支援交付金	37	地域支援事業支援交付金
計	1,668,536	37	1,668,573			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金	40,266	17	40,283	1 地域支援事業 交付金	17	介護予防・日常生活支援総合事業交付金
計	897,051	17	897,068			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	970,724	17	970,741	3 地域支援事業 費繰入金	17	介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金
計	970,724	17	970,741			

3. 歳出
(款) 3 事業費

(項) 1 地域支援事業費 (単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	267,905	137	268,042	51	0	37	49	2 給料	△153	給料	
								3 職員手当等	329	扶養手当	88
										地域手当	△1
										期末勤勉手当	32
								児童手当	210		
								4 共済費	△39	職員共済費	
計	303,148	137	303,285	51	0	37	49				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金 (単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 基金積立金	161,433	△32	161,401	0	0	0	△32	24 積立金	△32	介護給付費準備基金積立金
計	161,433	△32	161,401	0	0	0	△32			

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(10) 1	26,651	3,127	9,815	39,593	6,985	46,578	
補 正 前	(10) 1	26,651	3,280	9,696	39,627	7,024	46,651	
比 較	0 0	0	△ 153	119	△ 34	△ 39	△ 73	

注 ()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	364	88	2,974	0	0	6,341	24	24	0	0	9,815
	補正前	276	89	2,974	0	0	6,309	24	24	0	0	9,696
	比 較	88	△ 1	0	0	0	32	0	0	0	0	119

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 1	——	3,127	4,968	8,095	1,035	9,130	
補 正 前	(0) 1	——	3,280	4,849	8,129	1,074	9,203	
比 較	(0) 0	——	△ 153	119	△ 34	△ 39	△ 73	

注 ()内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	364	88	2,974	0	0	1,494	24	24	0	0	4,968
	補正前	276	89	2,974	0	0	1,462	24	24	0	0	4,849
	比 較	88	△ 1	0	0	0	32	0	0	0	0	119

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(10) 0	26,651	0	4,847	31,498	5,950	37,448	
補 正 前	(10) 0	26,651	0	4,847	31,498	5,950	37,448	
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	4,847	—	—	—	—	4,847
	補正前	—	—	—	—	—	4,847	—	—	—	—	4,847
	比 較	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 153	給料改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 153	育児休業取得による給料の減	
職 員 手 当	119	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	119	扶養者数の増による扶養手当、期末勤勉手当の増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たりの給与

区 分		一 般 行 政 職
令和 7 年 1 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	260,528
	平均給与月額 (円)	302,073
	平均年齢 (歳)	32.0
令和 7 年 4 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	273,300
	平均給与月額 (円)	307,707
	平均年齢 (歳)	32.0

イ 初任給

一般会計の例による

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和 7 年 1 1 月 1 日現在	8 級		
	7 級		
	6 級		
	5 級		
	4 級		
	3 級	1	100
	2 級		
	1 級		
	計	1	100
令和 7 年 4 月 1 日現在	8 級		
	7 級		
	6 級		
	5 級		
	4 級		
	3 級	1	100
	2 級		
	1 級		
	計	1	100

(一般行政職級別の基準となる職務)
一般会計の例による

エ 昇給

区 分			一 般 行 政 職
補 正 後	職 員 数 【A】 (人)		1
	昇給に係る職員数 【B】 (人)		1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	_____
		4号給 (人)	_____
		5号給 (人)	1
		6号給 (人)	_____
		8号給 (人)	1
	比 率 【B】 / 【A】 %		100
補 正 前	職 員 数 【A】 (人)		1
	昇給に係る職員数 【B】 (人)		1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	_____
		4号給 (人)	1
		5号給 (人)	_____
		6号給 (人)	_____
		8号給 (人)	_____
	比 率 【B】 / 【A】 %		100

オ 期末手当・勤勉手当
一般会計の例による

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当
一般会計の例による

キ その他の手当
一般会計の例による

議案第92号

令和7年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和7年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)(案)

令和7年度 行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

令和7年度行橋市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額1,517,658千円から歳入歳出それぞれ648千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,517,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年11月25日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		379,464	△3,717	375,747
	1 一般会計繰入金	379,464	△3,717	375,747
5 諸収入		3,058	3,069	6,127
	5 雑入	16	3,069	3,085
歳入合計		1,517,658	△648	1,517,010

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		44,826	△648	44,178
	1 総務管理費	41,070	△648	40,422
歳 出 合 計		1,517,658	△648	1,517,010

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金	379,464	△3,717	375,747
5 諸収入	3,058	3,069	6,127
歳 入 合 計	1,517,658	△648	1,517,010

1. 総括
(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	44, 826	△648	44, 178	0	0	0	△648
歳 出 合 計	1, 517, 658	△648	1, 517, 010	0	0	0	△648

2. 歳入
(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金 (単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費繰入金	74,990	△ 3,717	71,273	1 事務費繰入金	△ 3,717	事務費繰入金
計	379,464	△ 3,717	375,747			

(款) 5 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑入	16	3,069	3,085	1 雑入	3,069	前年度市町村事務費負担金返還金
計	16	3,069	3,085			

3. 歳出
(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	41,070	△648	40,422	0	0	0	△648	2 給料	△420	給料	
								3 職員手当等	△124	地域手当	△11
										期末勤勉手当	△200
										通勤手当	45
								住居手当	162		
								児童手当	△120		
								4 共済費	△104	職員共済費	
計	41,070	△648	40,422	0	0	0	△648				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 3	1,820	11,026	6,989	19,835	3,813	23,648	
補正前	(1) 3	1,820	11,446	6,993	20,259	3,917	24,176	
比 較	(0) 0	0	△ 420	△ 4	△ 424	△ 104	△ 528	

注 () 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	0	276	1,121	—	—	4,996	434	162	—	—	6,989
	補正前	0	287	1,121	—	—	5,196	389	0	—	—	6,993
	比 較	0	△ 11	0	—	—	△ 200	45	162	—	—	△ 4

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 3	—	11,026	6,648	17,674	3,383	21,057	
補正前	(0) 3	—	11,446	6,652	18,098	3,487	21,585	
比 較	(0) 0	—	△ 420	△ 4	△ 424	△ 104	△ 528	

注 () 内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	0	276	1,121	—	—	4,655	434	162	—	—	6,648
	補正前	0	287	1,121	—	—	4,855	389	0	—	—	6,652
	比 較	0	△ 11	0	—	—	△ 200	45	162	—	—	△ 4

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 料 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 0	1,820	0	341	2,161	430	2,591	
補正前	(1) 0	1,820	0	341	2,161	430	2,591	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	341	—	—	—	—	341
	補正前	—	—	—	—	—	341	—	—	—	—	341
	比 較	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 420	給料改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 420 人事異動に伴うもの	
職 員 手 当	△ 4	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		△ 4 人事異動に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職
令和7年11月1日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	301,400
	平 均 給 与 月 額 (円)	320,308
	平 均 年 齢 (歳)	34.67
令和7年7月1日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	321,233
	平 均 給 与 月 額 (円)	339,937
	平 均 年 齢 (歳)	38.33

イ. 初任給

一般会計の例による

ウ. 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年11月1日 現 在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	5 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	3 級	1	33.3
	2 級	1	33.3
	1 級	0	0.0
	計	3	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年7月1日 現 在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	5 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	3 級	2	66.7
	2 級	0	0.0
	1 級	0	0.0
	計	3	100.0

(一般行政職級別の基準となる職務)

一般会計の例による

エ. 昇給

区 分			一般行政職
補 正 後	職 員 数 【A】 (人)		3
	昇給に係る職員数【B】 (人)		3
	昇給数別内訳	1号給 (人)	—
		2号給 (人)	—
		4号給 (人)	1
		5号給 (人)	1
		6号給 (人)	—
		8号給 (人)	—
		9号給 (人)	1
	比 率 【B】 / 【A】 %		100
補 正 前	職 員 数 【A】 (人)		3
	昇給に係る職員数【B】 (人)		3
	昇給数別内訳	1号給 (人)	—
		2号給 (人)	—
		5号給 (人)	2
		6号給 (人)	—
		8号給 (人)	—
		9号給 (人)	1
	比 率 【B】 / 【A】 %		100

オ. 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ. 其他の手当

一般会計の例による

議案第93号

令和7年度行橋市水道事業会計補正予算について

令和7年度行橋市水道事業会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 7 年度

行橋市水道事業会計補正予算書（第 1 次）
（案）

令和7年度 行橋市水道事業会計補正予算（第1次）

第1条 令和7年度行橋市水道事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度行橋市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決額）	（補正額）	（計）
	（収	入）	
第1款 水道事業収益	1,562,448 千円	528 千円	1,562,976 千円
第2項 営業外収益	230,591 千円	528 千円	231,119 千円
	（支	出）	
第1款 水道事業費用	1,381,494 千円	2,467 千円	1,383,961 千円
第1項 営業費用	1,316,990 千円	2,467 千円	1,319,457 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決額）	（補正額）	（計）
(1)職員給与費	107,138 千円	1,766 千円	108,904 千円

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

予算に関する説明書

令和7年度 行橋市水道事業会計 補正予算実施計画

収益的收入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予定額		
			既決額	補正額	計
1. 水道事業収益			1,562,448	528	1,562,976
	2. 営業外収益		230,591	528	231,119
		2. 他会計補助金	27,455	528	27,983

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予定額		
			既決額	補正額	計
1. 水道事業費用			1,381,494	2,467	1,383,961
	1. 営業費用		1,316,990	2,467	1,319,457
		1. 原水及び浄水費	527,522	△ 192	527,330
		2. 配水及び給水費	138,075	2,164	140,239
		3. 総係費	130,045	495	130,540

令和 7 年度 行橋市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	159,596,000
	減価償却費	478,345,000
	固定資産除却費	43,000,000
	引当金の増減額	473,000
	貸倒引当金の増減額	578,000
	長期前受金戻入額	△ 189,965,000
	受取利息及び受取配当金	△ 1,460,000
	支払利息	22,502,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,218,000
	小 計	511,851,000
	利息及び配当金の受取額	1,460,000
	利息の支払額	△ 22,502,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	490,809,000
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 785,399,000
	国庫補助金等による収入	60,948,000
	工事負担金による収入	102,252,000
	出資による収入	27,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 595,199,000
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費企業債による収入	129,750,000
	建設改良費企業債の償還による支出	△ 77,092,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	52,658,000
IV	資金増加(減少)額	△ 51,732,000
V	資金期首残高	4,494,562,000
VI	資金期末残高	4,442,830,000

給 与 費 明 細 書

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
	(人)	(人)						
補正後	0	16	8,473	50,003	32,862	91,338	17,566	108,904
補正前	0	16	8,473	49,135	32,229	89,837	17,301	107,138
比較	0	0	0	868	633	1,501	265	1,766

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員である。

(単位：千円)

手当の 内 訳	区 分	扶 養	地域	時間外	管理職	期末勤勉	通 勤	住 居	管理職 特別勤務
	補正後	3,181	1,368	8,792	586	17,429	668	831	7
	補正前	3,186	1,324	8,792	586	17,000	527	807	7
	比 較	△ 5	44	0	0	429	141	24	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	868	昇給に伴う増加分		95 昇格・昇給等	
		その他の増減分		773 異動等	
手 当	633	その他の増減分		633 異動等	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当りの給与

区 分		企業職（一）	企業職（二）
補 正 後 令和7年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	348,736	330,700
	平 均 給 与 月 額 (円)	396,001	363,311
	平 均 年 齢 (歳)	43.36	48.0
補 正 前 令和7年4月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	342,163	330,700
	平 均 給 与 月 額 (円)	387,109	371,767
	平 均 年 齢 (歳)	42.1	48.0

(2) 初任給

(単位：円)

区 分	企業職（一）		企業職（二）		一般会計の制度			
					行政職（一）		技能労務職	
高校卒	1－9	194,500	1－5	192,500	1－9	194,500	1－5	192,500
大学卒	1－29	225,600			1－29	225,600		

(3) 級別職員数

区 分	企 業 職 (一)			企 業 職 (二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後 令和7年11月1日現在	1			1		
	2			2		
	3	5	45.4	3		
	4	1	9.1	4	1	100.0
	5	4	36.4	5		
	6	1	9.1			
	7					
	8					
	計	11	100.0	計	1	100.0
補 正 前 令和7年4月1日現在	1			1		
	2	1	9.1	2		
	3	4	36.4	3		
	4	1	9.1	4	1	100.0
	5	4	36.4	5		
	6	1	9.1			
	7					
	8					
	計	11	100.0	計	1	100.0

(企業職 (一) の標準的な職務内容)

1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長の職務 主任主査の職務 主査の職務
5 級	課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 課長補佐又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
6 級	部次長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
7 級	部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
8 級	困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務

(企業職 (二) の標準的な職務内容)

1 級	業務員の職務
2 級	相当の経験を有する業務員の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	相当の経験を有する主査の職務

(4) 昇給

（１）昇給

区 分				合 計	企業職（一）	企業職（二）
補正後	職 員 数 (A) (人)			12	11	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)			11	11	0
	昇給数別内訳	2号給 (人)	—	—	—	
		4号給 (人)	—	—	—	
		5号給 (人)	11	11	—	
		6号給 (人)	—	—	—	
		8号給 (人)	—	—	—	
	比 率 (B) / (A) (%)			91.7	100	0
区 分				合 計	企業職（一）	企業職（二）
補正前	職 員 数 (A) (人)			12	11	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)			11	11	0
	昇給数別内訳	2号給 (人)	—	—	—	
		4号給 (人)	11	11	—	
		6号給 (人)	—	—	—	
		8号給 (人)	0	—	—	
	比 率 (B) / (A) (%)			91.7	100	0

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の職務の級等 による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2. 3	2. 3	4. 6	有
補 正 前	2. 3	2. 3	4. 6	有
一般会計の制度	2. 3	2. 3	4. 6	有

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	

(7) 地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率 (%)	2.5
支給対象職員数 (人)	12
国の指定基準に基づく支給率 (%)	2

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	—
管 理 職 手 当	同 じ	—
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

令和 7 年度 行橋市水道事業会計予定貸借対照表
(令和 8 年 3 月 3 1 日)

資産の部

	円	円	円	円
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		368,071,000		
ロ 立木		15,148,000		
ハ 建物	489,336,000			
減価償却累計額	<u>△ 332,272,000</u>	157,064,000		
ニ 建物附属設備	91,620,000			
減価償却累計額	<u>△ 87,940,000</u>	3,680,000		
ホ 構築物	15,272,779,000			
減価償却累計額	<u>△ 7,060,057,000</u>	8,212,722,000		
ヘ 機械及び装置	3,316,263,000			
減価償却累計額	<u>△ 2,514,968,000</u>	801,295,000		
ト 車両及び運搬具	10,912,000			
減価償却累計額	<u>△ 10,333,000</u>	579,000		
チ 工具器具及び備品	87,236,000			
減価償却累計額	<u>△ 74,464,000</u>	12,772,000		
リ 建設仮勘定		<u>12,176,000</u>		
有形固定資産合計			9,583,507,000	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		116,000		
ロ ダム使用権		<u>155,775,000</u>		
無形固定資産合計			155,891,000	

(3) 投資			
イ 投資有価証券	<u>15,000</u>		
投資（固定資産）合計		<u>15,000</u>	
固定資産合計			9,739,413,000
2. 流動資産			
(1) 現金預金		4,442,830,000	
(2) 未収金	62,887,000		
未収金貸倒引当金	<u>△ 1,131,000</u>	61,756,000	
(3) 貯蔵品		725,000	
(4) 未収収益		455,000	
(5) その他流動資産		<u>1,400,000</u>	
流動資産合計			<u>4,507,166,000</u>
資産合計			<u><u>14,246,579,000</u></u>

負債の部

	円	円	円	円
3. 固定負債				
（1） 企業債				
イ 建設改良等の財源に充て るための企業債		<u>1,909,795,000</u>		
企業債合計			<u>1,909,795,000</u>	
固定負債合計				1,909,795,000
4. 流動負債				
（1） 企業債			80,790,000	
（2） 未払金			277,263,000	
（3） 前受金			1,869,000	
（4） 引当金			9,089,000	
（5） その他流動負債			<u>4,628,000</u>	
流動負債合計				373,639,000
5. 繰延収益				
（1） 長期前受金			7,288,229,000	
（2） 長期前受金収益化累計額			<u>△ 3,818,188,000</u>	
繰延収益合計				<u>3,470,041,000</u>
負債合計				5,753,475,000

資本の部

	円	円	円	円
6. 資本金				
（1）資本金			<u>1,488,360,000</u>	
資本金合計				1,488,360,000
7. 剰余金				
（1）資本剰余金				
（2）利益剰余金				
イ 減債積立金		283,000,000		
ロ 建設改良積立金		2,800,000,000		
ハ 当年度末処分利益剰余金		<u>3,921,744,000</u>		
利益剰余金合計			<u>7,004,744,000</u>	
剰余金合計				<u>7,004,744,000</u>
資本合計				<u>8,493,104,000</u>
負債資本合計				<u>14,246,579,000</u>

支出の見積基礎

収益的収入

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決額	補正額	計	節		附 記
						区分	金額	
1. 水道事業収益			1,562,448	528	1,562,976			
	2. 営業外収益		230,591	528	231,119			
		2. 他会計補助金	27,455	528	27,983	他会計繰入金	528	児童手当負担金

収益の支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決額	補正額	計	節		附 記
						区分	金額	
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,381,494	2,467	1,383,961			
			1,316,990	2,467	1,319,457			
		1. 原水及び浄水費	527,522	△ 192	527,330	給料	9	
						手当	△ 137	
						賞与引当金繰入額	△ 12	
						法定福利費	△ 51	
						法定福利費引当金繰入額	△ 1	
		2. 配水及び給水費	138,075	2,164	140,239	給料	817	
						手当	848	
						賞与引当金繰入額	140	
						法定福利費	368	
						法定福利費引当金繰入額	△ 9	

		3. 総係費	130,045	495	130,540	給料	42	
						手当	522	
						賞与引当金 繰入額	15	
						法定福利費	△ 52	
						法定福利費 引当金繰入額	△ 18	
						会費及び 負担金	△ 14	

議案第94号

令和7年度行橋市下水道事業会計補正予算について

令和7年度行橋市下水道事業会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年11月25日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 7 年度

行橋市下水道事業会計補正予算（第 2 次）
（案）

令和 7 年度 行橋市下水道事業会計補正予算（第 2 次）

第 1 条 令和 7 年度行橋市下水道事業会計の補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第 1 款 下水道事業収益	1, 107, 969 千円	△ 28 千円	1, 107, 941 千円
第 2 項 営業外収益	696, 076 千円	△ 28 千円	696, 048 千円
支出			
第 1 款 下水道事業費用	1, 031, 177 千円	△ 1, 808 千円	1, 029, 369 千円
第 1 項 営業費用	909, 669 千円	△ 1, 808 千円	907, 861 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 348, 419千円は、減債積立金 90, 267千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18, 094千円、過年度分損益勘定留保資金 236, 404千円及び当年度分損益勘定留保資金 3, 654千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 346, 901千円は、減債積立金 90, 267千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18, 094千円、過年度分損益勘定留保資金 234, 886千円及び当年度分損益勘定留保資金 3, 654千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第 1 款 資本的支出	976, 166 千円	△ 1, 518 千円	974, 648 千円
第 1 項 建設改良費	431, 594 千円	△ 1, 518 千円	430, 076 千円

第 4 条 予算第 9 条に定めた職員給与費を「120, 213千円」から「116, 887千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を「27,951千円」から「27,923千円」に、公共下水道事業補助金を「9,787千円」から「9,759千円」に改める。

令和7年11月25日 提出

行橋市長 工藤 政宏

予算に関する説明書

令和7年度 行橋市 下水道事業会計 補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 下水道事業収益			1, 107, 969	△28	1, 107, 941	
	2 営業外収益		696, 076	△28	696, 048	
		2 他会計補助金	25, 314	△28	25, 286	
収 入 合 計			1, 107, 969	△28	1, 107, 941	

支出 (単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,031,177	△1,808	1,029,369	
	1 営業費用		909,669	△1,808	907,861	
		3 処理場費	225,078	0	225,078	
		5 総係費	75,861	△1,808	74,053	
支 出 合 計			1,031,177	△1,808	1,029,369	

資本的收入及び支出

支出 (単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的支出			976,166	△1,518	974,648	
	1 建設改良費		431,594	△1,518	430,076	
		3 その他建設改良費	45,473	△1,518	43,955	
支 出 合 計			976,166	△1,518	974,648	

令和 7 年度 行橋市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	60,904
減価償却費	547,800
固定資産除却費	654
貸倒引当金の増減額（△は減少）	288
長期前受金戻入額	△ 337,797
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	92,250
未収金の増減額（△は増加）	8,534
未払金の増加額（△は減少）	65,863
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 180
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 24
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 2,839
小 計	435,452
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 92,250

業務活動によるキャッシュ・フロー	343,203
------------------	---------

(単位：千円)

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 445,827
国庫補助金による収入	110,232
他会計補助金による収入	2,397
受益者負担金による収入	14,604
工事負担金による収入	5,133
他会計負担金による収入	31,695

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 281,766

3 財政活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	496,200
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 544,572

財政活動によるキャッシュ・フロー △ 48,372

資金増加額 13,065

資金期首残高 855,933

資金期末残高 868,998

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	14	3,955	52,586	40,546	97,087	19,800	116,887
補正前	0	14	3,955	53,174	42,683	99,812	20,401	120,213
比較	0	0	0	△588	△2,137	△2,725	△601	△3,326

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	1,290	1,384	4,977	1,419	30,542	442	492
	補正前	1,374	1,401	4,977	1,418	32,590	455	468
	比較	△84	△17	0	1	△2,048	△13	24

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△588	給料改定に伴う増減分	0	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	0	昇給・昇格	
		その他の増減分	△588	異動等	
手当	△2,137	制度改正に伴う増加分	0	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	△2,137	異動等	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当りの給与

区分		企業職（一）	企業職（二）
令和7年11月1日現在	平均給料月額（円）	361,444	382,600
	平均給与月額（円）	397,722	398,265
	平均年齢（歳）	46.6	55.0
令和7年4月1日現在	平均給料月額（円）	368,045	382,600
	平均給与月額（円）	405,225	398,265
	平均年齢（歳）	46.4	55.0

(2) 初任給

区分	企業職（一） （円）	企業職（二） （円）	一般会計の制度	
			行政職 （円）	技能労務職 （円）
高校卒	194,500	192,500	194,500	192,500
大学卒	225,600		225,600	

(3) 級別職員数

区分	企業職(一)			企業職(二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年11月1日現在	1級	0	0.0	1級	0	0.0
	2級	0	0.0	2級	0	0.0
	3級	3	27.2	3級	0	0.0
	4級	3	27.3	4級	0	0.0
	5級	3	27.3	5級	1	100.0
	6級	1	9.1			
	7級	1	9.1			
	8級	0	0.0			
	計	11	100.0	計	1	100.0
令和7年4月1日現在	1級	0	0.0	1級	0	0.0
	2級	0	0.0	2級	0	0.0
	3級	2	18.2	3級	0	0.0
	4級	4	36.3	4級	0	0.0
	5級	3	27.3	5級	1	100.0
	6級	1	9.1			
	7級	1	9.1			
	8級	0	0.0			
	計	11	100.0	計	1	100.0

(企業職 (一) の標準的な職務内容)

1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長又はこれに相当する職の職務 主任主査の職務 主査の職務
5 級	課長又はこれに相当する職の職務 課長補佐又はこれに相当する職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
6 級	部次長又はこれに相当する職の職務 困難な業務の所掌又は相当の経験を有する課長又はこれに相当する職の職務
7 級	部長又はこれに相当する職の職務
8 級	困難な業務の所掌又は相当の経験を有する部長又はこれに相当する職の職務

(企業職 (二) の標準的な職務内容)

1 級	業務員の職務
2 級	相当の経験を有する業務員の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	相当の経験を有する主査の職務

(4) 昇給

区分			合計	企業職 (一)	企業職 (二)
補正後	職員数 (A) (人)		12	11	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11	10	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	-	-	-
		3号給 (人)	3	3	-
		4号給 (人)	2	1	1
		5号給 (人)	6	6	-
		8号給 (人)	-	-	-
	比率 (B) / (A) (%)		91.7	90.9	100.0
補正前	職員数 (A) (人)		12	11	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	11	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	4	4	-
		3号給 (人)	-	-	-
		4号給 (人)	8	7	1
		5号給 (人)	-	-	-
		8号給 (人)	-	-	-
	比率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	100.0

(5) 特殊勤務手当

区分	全職種	事務・技術職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.00	0.00	0.00
支給対象職員の比率 (%)			
(令和7年11月1日現在)	0.00	0.00	0.00
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称	-	-	-

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補正後	2. 300	2. 300	4. 60	有
補正前	2. 300	2. 300	4. 60	有
一般会計の制度	2. 300	2. 300	4. 60	有

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	2 0 年 勤続の者 (月分)	2 5 年 勤続の者 (月分)	3 5 年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職加算有	
一般会計の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	同上	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同一	—
地域手当	同一	—
管理職手当	同一	—
住居手当	同一	—
通勤手当	同一	—

令和 7 年度 行橋市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	1, 374, 698	
ロ	建物	1, 586, 637	
	減価償却累計額	<u>△403, 878</u>	1, 182, 759
ハ	構築物	17, 372, 653	
	減価償却累計額	<u>△3, 706, 633</u>	13, 666, 020
ニ	機械及び装置	2, 765, 605	
	減価償却累計額	<u>△1, 803, 338</u>	962, 267
ホ	車両及び運搬具	1, 044	
	減価償却累計額	<u>△941</u>	103
ヘ	工具、器具及び備品	6, 852	
	減価償却累計額	<u>△5, 624</u>	1, 228
	有形固定資産合計		<u>17, 187, 075</u>
	固定資産合計		17, 187, 075
2	流動資産		
(1)	現金・預金	868, 998	
(2)	未収金	38, 073	
	貸倒引当金	<u>△3, 189</u>	34, 884
	流動資産合計		<u>903, 882</u>
	資産合計		<u><u>18, 090, 957</u></u>

(単位：千円)

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,628,709</u>	
	企業債合計	<u>5,628,709</u>	
	固定負債合計		5,628,709
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	585,862	
(2)	未払金	152,888	
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	7,637	
ロ	法定福利費引当金	<u>1,644</u>	
	引当金合計	9,281	
(4)	その他流動負債	<u>42,700</u>	
	流動負債合計		790,731
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	14,100,083	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△4,469,747</u>	
	繰延収益合計		<u>9,630,336</u>
	負債合計		<u><u>16,049,776</u></u>

(単位：千円)

資 本 の 部

6	資本金			
	(1) 固有資本金		30,407	
	(2) 組入資本金		<u>777,771</u>	
	資本金合計			808,178
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ その他他会計補助金	269,606		
	ロ 国庫補助金	599,204		
	ハ 県補助金	<u>96,824</u>		
	資本剰余金合計		965,634	
	(2) 利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	80,000		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>187,369</u>		
	利益剰余金合計		<u>267,369</u>	
	剰余金合計			<u>1,233,003</u>
	資本合計			<u>2,041,181</u>
	負債資本合計			<u><u>18,090,957</u></u>

注記

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く）

- 減価償却の方法

建物	定額法
----	-----

その他	定額法
-----	-----

- 主な耐用年数

建物	8～50年
----	-------

構築物	10～50年
-----	--------

機械及び装置	6～35年
--------	-------

車両運搬具	2～8年
-------	------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

- 無形固定資産（リース資産を除く）

- 減価償却の方法

定額法。なお、ソフトウェアについては、当市における利用可能期間（5年）に基づいている。

- リース資産

- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(2) 引当金の計上方法

・退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

・法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度の負担に属する額を計上している。

・貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度末日の翌日から起算して 1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 4,794,435千円である。

3. セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

行橋市下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、以下の 2つの報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水进行处理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水进行处理する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位: 千円)

	公共下水道 事業	農業集落排水 事業	合計
営業収益	343, 583	30, 885	374, 468
営業費用	792, 351	90, 834	883, 185
営業損益	△ 448, 768	△ 59, 949	△ 508, 717
経常損益	53, 054	10, 849	63, 903
セグメント資産	16, 758, 278	1, 332, 679	18, 090, 957
セグメント負債	14, 741, 553	1, 308, 223	16, 049, 776
その他の項目			
他会計繰入金	308, 655	49, 548	358, 203
減価償却費	497, 392	50, 408	547, 800
特別利益	1	1	2
特別損失	2, 728	273	3, 001
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	444, 087	1, 740	445, 827

4. リース取引関係

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が 300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

未経過リース料相当額

1年内	1,802	千円
1年超	10,306	千円
計	12,108	千円

5. その他の注記

(1) 引当金の取崩し

・貸倒引当金

当年度末において下水道使用料等を不納欠損するため、貸倒引当金 152千円を使用する予定である。

・賞与引当金

当年度 6月末において職員の期末及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金 7,817千円を使用した。

・法定福利費引当金

当年度 6月末において職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費を支出するため、法定福利引当金 1,668千円を使用した。